

第5次有田市長期総合計画 後期基本計画



はじめに

有田市は、昭和 31 年 5 月 1 日に市制を施行して以来、来年、令和 8 年に 70 周年という大きな節目を迎えます。これまでの 70 年の歩みは、先人の皆様の多大なご尽力と、市民や関係者の皆様一人ひとりの努力の積み重ねによって築かれたものです。私たちは、その恩恵を享受するとともに、未来を担う後世のためにも歩みを止めることなく、一歩ずつ前へ進んでいかなければなりません。



そのため、本市の今後の方向性を示す長期総合計画は、市民の皆様とともに描く未来への設計図であり、極めて重要な指針となります。令和 3 年度に策定した「第 5 次長期総合計画」も、前期 4 年間を終えようとしています。このたび、令和 7 年度から令和 10 年度までの後期 4 年間にに向けた基本計画を策定しましたが、これに併せて「第 2 期有田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の後期モデルとなる「第 3 期総合戦略（名称：有田市デジタル田園都市構想総合戦略）」を、本計画の重点プロジェクトとして位置づけ、後期基本計画と総合戦略を一体的に策定しました。

本計画を基に、我がまち有田市のさらなる発展を目指し、市民の皆様の声に耳を傾けながら、皆様と手を携え、一丸となって持続可能な未来の実現に向けて取り組んでまいります。引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

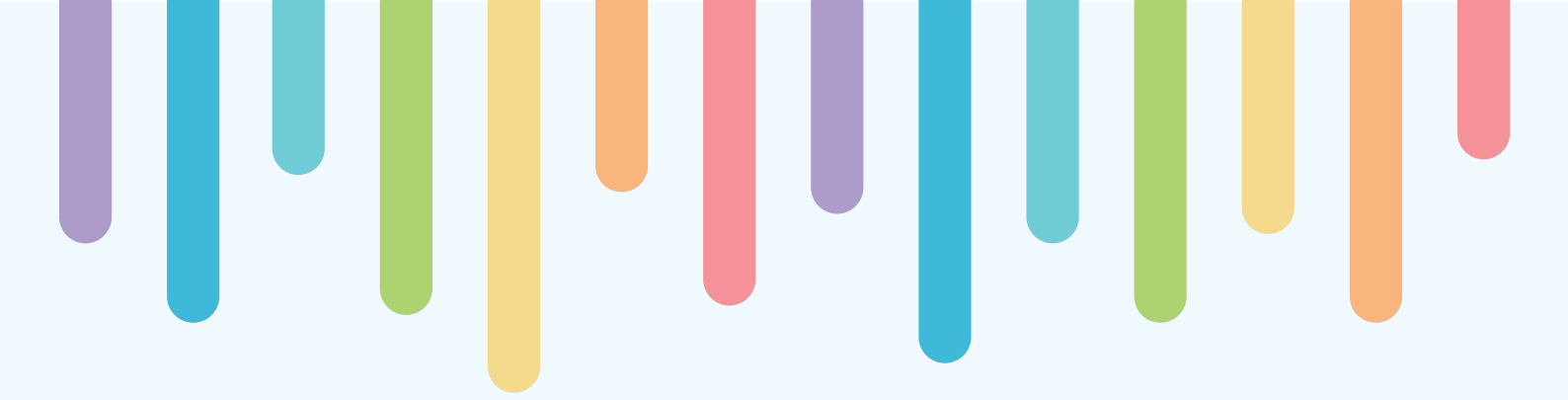
最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、市議会、長期総合計画審議会委員の皆様、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

有田市長 玉木 久登

目 次

第1部 序論	1
第1章 長期総合計画後期基本計画とは.....	2
第1節 後期基本計画の趣旨.....	2
第2節 計画の構成と期間.....	2
第3節 後期基本計画と総合戦略及び人口ビジョンの関係.....	3
第2章 長期総合計画後期基本計画策定に向けて.....	8
第1節 社会の潮流.....	8
第2節 有田市の主な現状と課題.....	11
第2部 基本構想	17
第1章 有田市の将来像.....	18
第2章 分野別まちづくり目標.....	20
第3章 将来像の達成に向けた政策・施策の展開.....	22
第3部 後期基本計画.....	25
第1章 重点プロジェクト.....	26
重点1 地域産業の発展と安定した雇用の実現.....	27
重点2 地域資源を活かした新しい人の流れの創出.....	28
重点3 妊娠・出産・子育て・教育の環境整備.....	29
重点4 安全・安心で豊かな暮らしの実現.....	30
第2章 基本計画の推進.....	32
第1節 基本計画の体系.....	32
第2節 基本計画の見方.....	34
第3節 政策・施策の展開.....	36
第3章 基本計画の推進管理.....	92
第1節 指標の設定.....	92
第2節 進行管理の考え方.....	92
資料編	93
有田市長期総合計画策定経過.....	94
有田市長期総合計画審議会規則.....	95
有田市長期総合計画審議会名簿.....	97
有田市長期総合計画等推進本部設置要綱.....	98
有田市長期総合計画等推進本部員名簿.....	100



第1部 序論

第1章 長期総合計画後期基本計画とは

第1節 後期基本計画の趣旨

有田市（以下「本市」という。）では、令和3年(2021年)度に第5次有田市総合計画前期基本計画（以下「前期計画」という。）を策定し、「人が輝き まちが色づく 魅了都市 ありだ」を実現させるため、市民の意向や社会情勢の変化を踏まえ、様々な取組を進めてきました。

この間、人口減少や少子化の深刻化、デジタル化の加速による新しい生活様式の浸透、物価高や景気の低迷等、本市を取り巻く環境は変化しており、市政の役割も市民のニーズに応じて多様に変化する必要があります。

これらの状況を踏まえ、前期計画の計画期間が令和6年(2024年)度をもって満了することから、新たな課題に対応するため、「第5次有田市長期総合計画後期基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

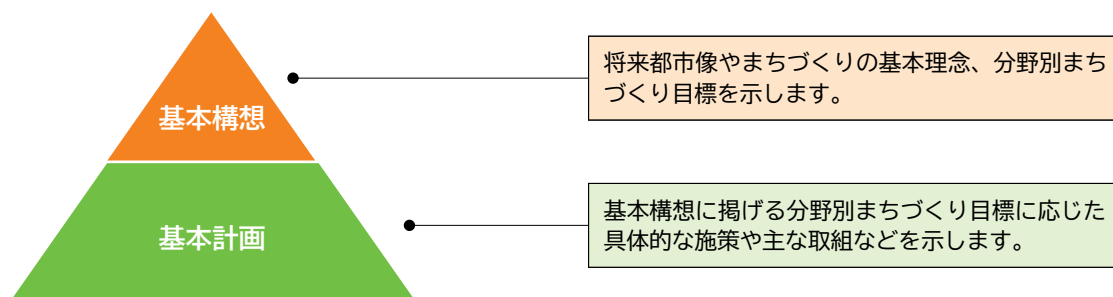
前期計画の成果や進捗状況等を評価・検証するとともに、令和7年(2025年)度から令和10年(2028年)度にかけて本市が取り組むべき施策内容を明確化し、その推進によって目指すべき成果指標を定めます。また、本計画では「有田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を包含し、本市のまちづくりの具体的な取組を体系的に示すものです。

第2節 計画の構成と期間

1 計画の構成

本計画は、有田市の目指す将来像及び施策の大綱等を示した「基本構想」と、構想を実現するために具体的な施策を体系的に組み立て、基本的な方向性を示す「基本計画」で構成します。

基本構想の将来像は、基本計画に位置づける取組や事業実施の目的となり、基本計画は、基本構想の将来像を実現するための手段という関係になります。



2 計画の期間

基本構想は、中長期的な展望に立った総合的かつ計画的な行政運営の指針とし、令和3年(2021年)度から令和10年(2028年)度の8年間の有田市の進むべき方向を明確にし、目指すべきまちの状態を示すものです。基本計画は、基本構想に定めた目標を達成するための中期的な方向性及び取組について示すものとして、計画期間は4年間とし、4年ごとに計画の見直しを図ります。本計画は、令和7年(2025年)度から令和10年(2028年)度を計画期間として策定しました。

年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
基本構想	8年間							
基本計画	前期4年間				後期4年間			

第3節 後期基本計画と総合戦略及び人口ビジョンの関係

1 後期基本計画と総合戦略の関係

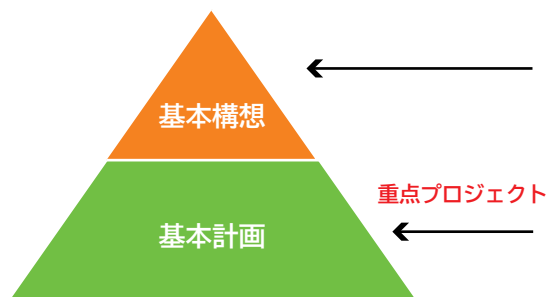
本市では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27年(2015年)度に「有田市長期人口ビジョン」及び「有田市まち・ひと・しごと総合戦略」を策定、令和元年(2020年)度に「有田市長期人口ビジョン」の見直し及び「第2期有田市まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、本市の特性を生かした地域創生の取組を推進してきました。

国においては、令和4年(2022年)12月に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5年(2023年)から令和9年(2027年)までの5年間の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。これはデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すものであり、これまでの地方創生の取組も、蓄積された成果や知見に基づき、地域ビジョンを再構築し、改善を加えながら推進していくことが重要とされました。

本市でもこれに対応するため、「第2期有田市まち・ひと・しごと総合戦略」を改定し、「有田市デジタル田園都市構想総合戦略」を策定する必要があります。

また、総合戦略と総合計画は一体的に実施する必要があることから、前期基本計画は総合戦略と整合させて策定しましたが、本市の総合戦略は、令和6年(2024年)度までの戦略であるため、引き続き地域創生の取組を進めていくためには、策定から4年間における人口動向や最新の推計値に基づき人口ビジョンを改定するとともに、改定した人口ビジョンを踏まえ、令和7年(2025年)度から始まる「第3期有田市まち・ひと・しごと総合戦略」を策定する必要があります。

以上のことから、将来の人口展望の実現や地域の活性化などは、総合計画と総合戦略の共通の目標であり、2つの計画を一体的に推進していくことで、より効果的にまちづくりを進められることから、「第3期有田市まち・ひと・しごと総合戦略」を「有田市デジタル田園都市構想総合戦略」として後期基本計画の重点プロジェクトに位置づけ、後期基本計画と総合戦略を一体化して策定します。



有田市長期人口ビジョン

有田市における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものです。

有田市デジタル田園都市構想総合戦略

デジタルの力を活用した社会課題解決に向けた取組を加速化・深化させることで、東京圏への過度な極集中の改善や多極化を図り、地方創生につなげるものです。

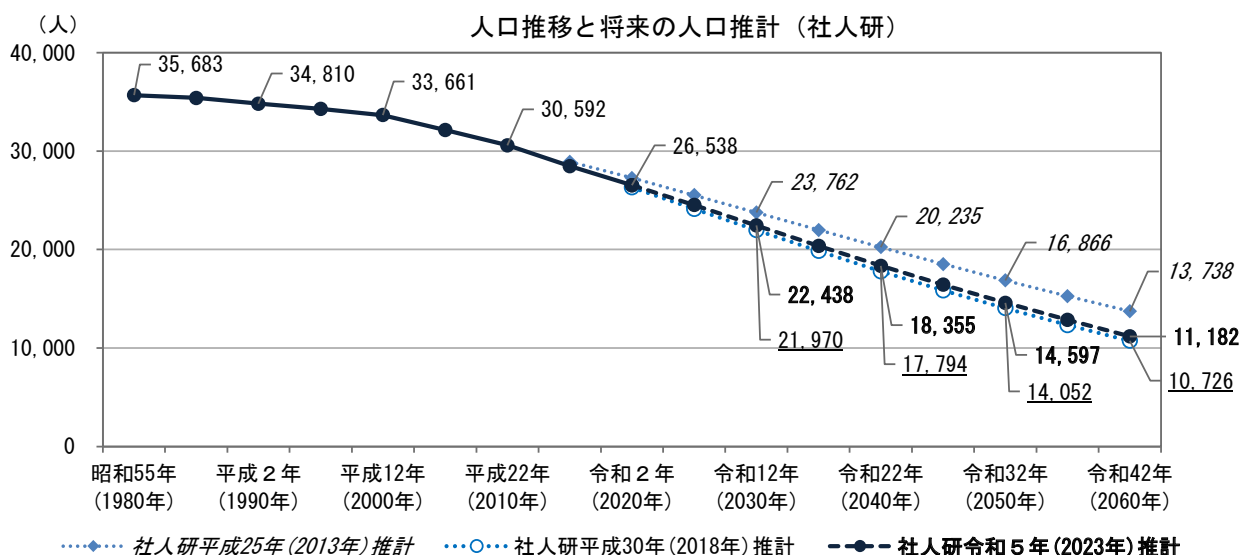
2 人口ビジョン

人口動向の分析

総人口は昭和55年(1980年)の35,683人をピークに減少に転じ、令和2年(2020年)で26,538人となっています。

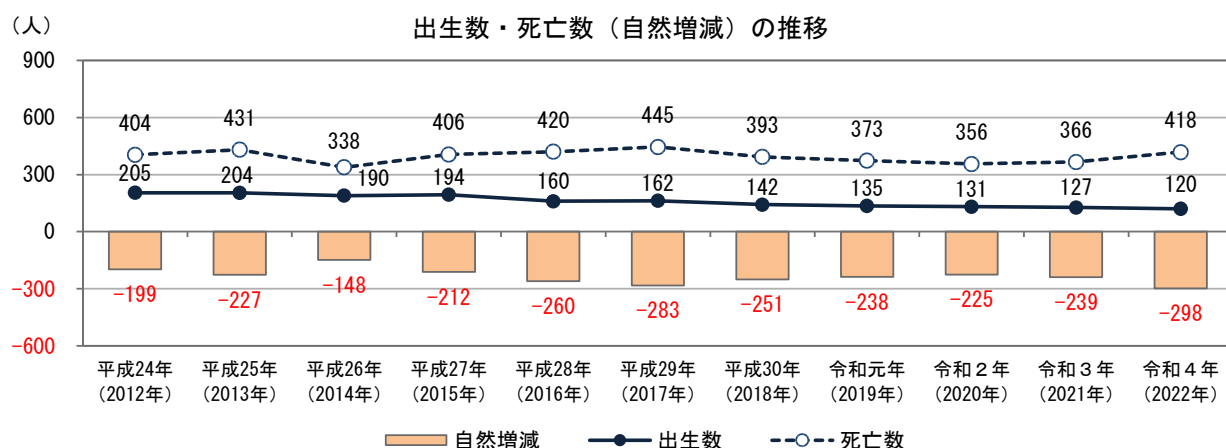
国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)からは地域別の将来推計人口が発表されています。平成25年(2013年)推計は平成22年(2010年)の国勢調査の結果を、平成30年(2018年)推計は平成27年(2015年)の国勢調査の結果を、令和5年(2023年)推計は令和2年(2020年)の国勢調査の結果を基に推計されていますが、総人口はいずれの推計においても減少が続き、令和42年(2060年)には平成25年(2013年)推計で13,738人、平成30年(2018年)推計で10,726人、令和5年(2023年)推計で11,182人になると想定されています。

なお、平成25年(2013年)推計よりも平成30年(2018年)推計の人口減少の傾きが大きくなっていますが、平成30年(2018年)推計よりも令和5年(2023年)推計の人口減少の傾きが小さくなりました。



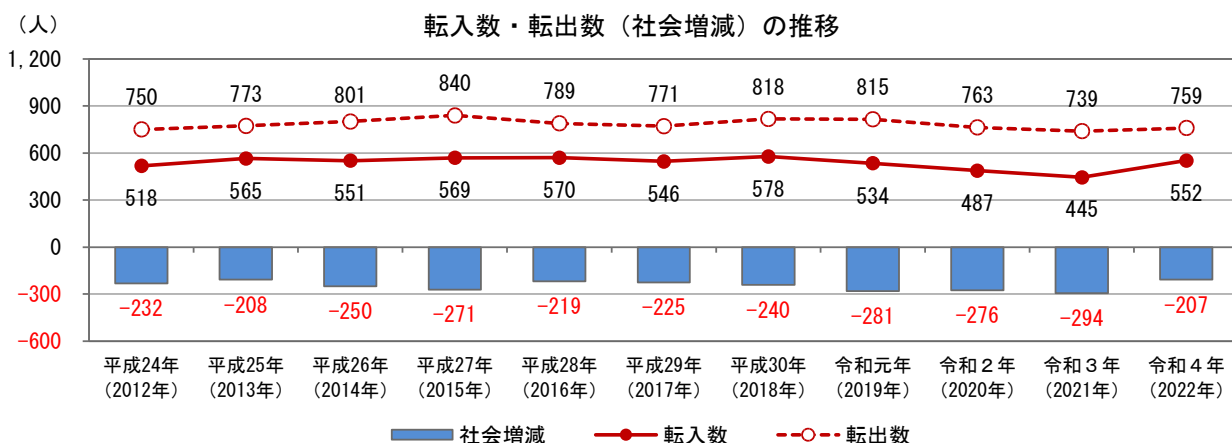
※実線は実績値(国勢調査)、破線は推計値(社人研)

出生数・死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回る「自然減」の状態となっています。



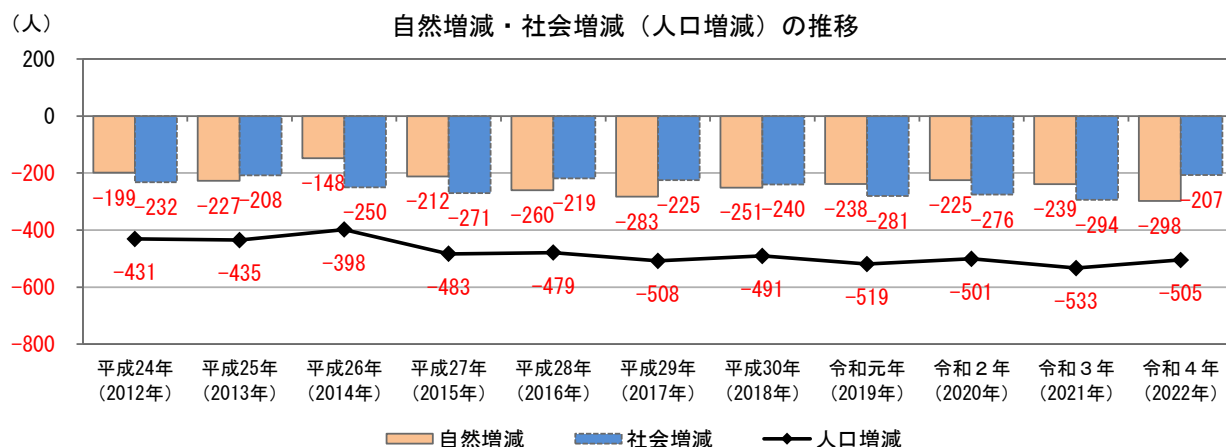
出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

転入数・転出数の推移をみると、転出数が転入数を上回る「社会減」の状態となっています。



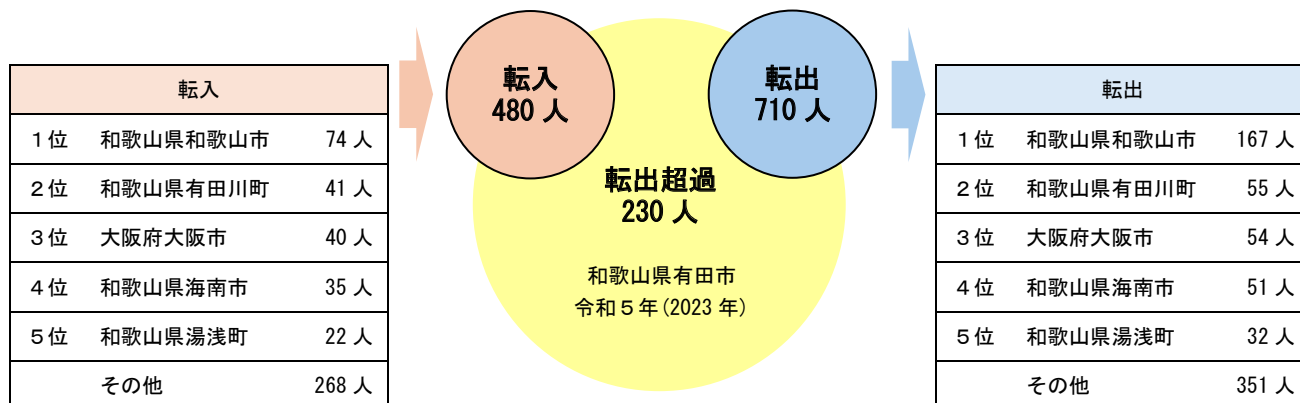
出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

自然増減と社会増減を合わせた人口増減の推移をみると、「人口減」の状態となっています。



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

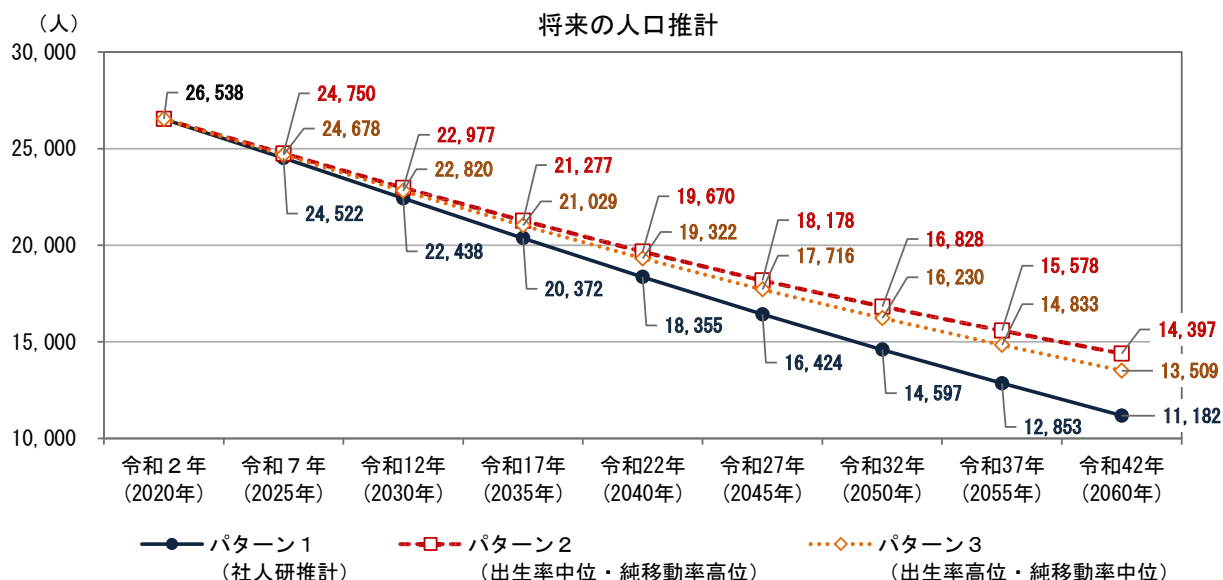
主な転入元・転出先をみると、どちらも上位は和歌山市、有田川町、大阪市などとなっており、和歌山県内での転入・転出が多くなっています。



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

将来人口の推計・分析

令和22年(2040年)の推計人口は、パターン1が18,355人、パターン2が19,670人、パターン3が19,322人となり、パターン2はパターン1より1,315人多い推計になっており、令和42年(2060年)の推計人口は、パターン1が11,182人、パターン2が14,397人、パターン3が13,509人となり、パターン2はパターン1より3,215人多い推計になっています。



※出生率中位とは、合計特殊出生率1.31が今後も維持されると仮定。

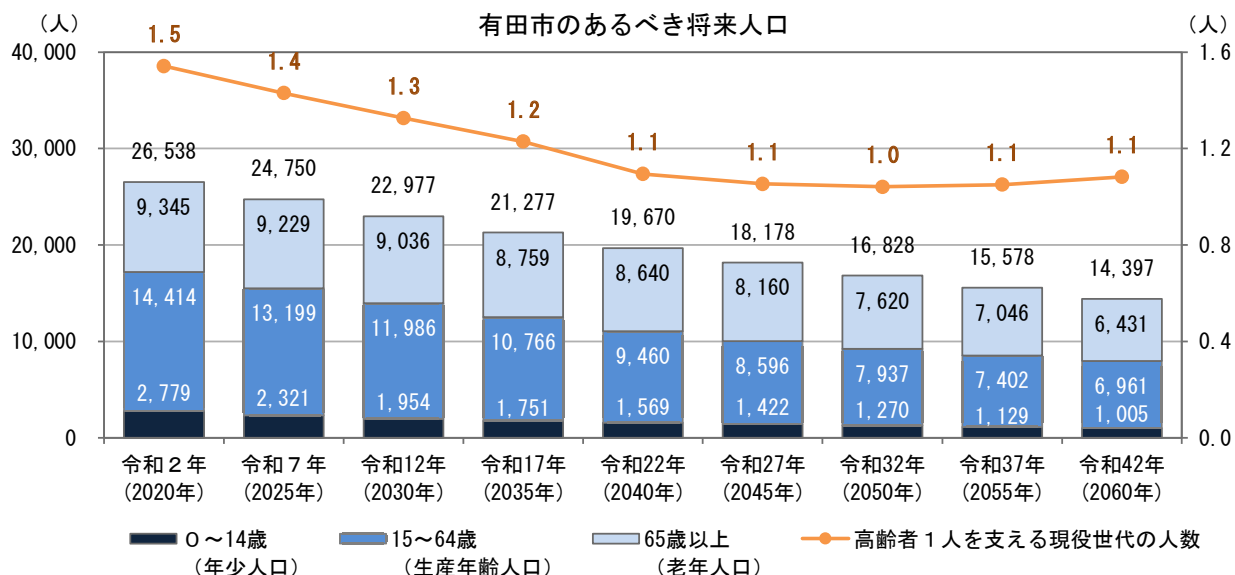
※出生率高位とは、合計特殊出生率1.31が段階的に令和42年(2060年)に2.00になると仮定。

※純移動率高位とは、パターン1の社人研の数値から1.0%ずつ増加すると仮定。

※純移動率中位とは、パターン1の社人研の数値から0.5%ずつ増加すると仮定。

本市ではこれまで、令和42年(2060年)の有田市のあるべき将来人口を1.9万人とし、高齢者1人を現役世代1.7人で支える人口形態を維持することを目指してきました。

しかしながら、全国的な少子高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の影響も含めた社会変化により、出生率と純移動率の低下が予想されます。そのような状況下でも、本市では様々な取組により、出生率の低下を防ぎながら、転入の増加と転出の抑制に努め、令和42年(2060年)の有田市のあるべき将来人口を約1.4万人とします。



人口ビジョンを踏まえた後期基本計画

社人研令和5年(2023年)推計のとおり人口減少や少子高齢化が進んでいくと、地域に様々な影響が出てくると考えられることから、人口ビジョンで目標とする令和42年(2060年)の将来の人口規模等を示し、後期基本計画でその目標達成に向けた4年間の取組を定めます。

第2章 長期総合計画後期基本計画策定に向けて

第1節 社会の潮流

1 人口減少と少子高齢化の深刻化

- 総人口は令和5年(2023年)時点で13年連続減少しており、令和52年(2070年)には9,000万人を下回ると予想されています。
- 令和7年(2025年)に団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)に達します。一方で、出生率は毎年低下し、若年層の人口が減少しています。
- 特に、地方の自治体では都市部への人口流出により、人口減少・少子高齢化が深刻化しています。
- 各自治体では、人口増加のために、子育て環境の整備や地場産業の振興、移住支援といった取組が行われています。

2 安全・安心への確保

- 令和6年(2024年)に起きた能登半島地震をはじめ、台風の強大化や想定を超える豪雨等、大規模な自然災害が多発し、甚大化しています。今後発生が予想される南海トラフ地震も、市民の安心・安全な生活を脅かす大きな脅威となっています。
- 普段からの防災意識の醸成に加え、人命を守るためソフト・ハード両面から国土強靱化の取組が進められています。
- 新型コロナウイルスなどの新興感染症の流行なども住民生活の脅威となっており、人々の安全・安心に対する意識はさらに高まっています。

3 地球環境規模の環境問題への対応

- 世界各国の人間活動の拡大により、温室効果ガスの排出による地球温暖化、オゾン層の破壊、森林減少、生物多様性の喪失に加え、近年では生態系に及ぶ影響が懸念されているマイクロプラスチック※1による海洋汚染など、環境問題は地球環境で取り組むべき重要な課題となっています。
- 地球という有限の空間に暮らす人類の持続可能性を確保するため、自然環境の保全、ごみの減量化・資源化、省エネルギーや再生可能エネルギーへの転換など、環境に配慮した循環型社会に向けた取組を進めていくことが求められています。
- 二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの排出量を最小限に抑え、「経済と環境の好循環」が目指されています。

※1 マイクロプラスチック：歯磨き粉や洗顔剤に含まれるビーズなどの小さなプラスチック、またはレジ袋やペットボトルといったプラスチックごみ等が、紫外線や波によって5mm以下まで細くなったもの。

- 脱炭素社会の実現に向けて、国は法律整備や地域脱炭素ロードマップを策定し、企業は再生可能エネルギーの導入や省エネ対策等を推進しています。

4 価値観の多様化と共生社会の実現

- ライフスタイルや事実婚などの家族のあり方に関する考え方も変化してきており、LGBTQ^{※2}などの性的指向に対する多様性への理解も進んできています。
- 働き方や価値観の多様化及び多様性への理解が進むことは、個人が自分らしく生活する上で、望ましい傾向です。他方で、それを支える体制や制度が十分に対応できていないという課題が顕在化しているため、多様性を最大限尊重した制度などの見直しが求められています。
- 核家族や単身世帯、高齢者単独世帯が増加しており、世帯の構成が多様化し、一世帯当たりの人数が少なくなっています。
- 地域で働きやすく、暮らしたいと思えるような環境づくりを進めるためには、行政だけではなく、住民や企業など様々な主体がサービスの担い手となることが期待され、それぞれの特性を生かした適切な役割分担によって連携していくことが求められています。
- 外国人住民が増加していることにより、行政サービスの多言語化など、様々な住民ニーズに柔軟に対応できる仕組みづくりや、国籍、性別、世代、障がいなどの違いを認め合い、支え合いながら共に暮らすことのできる共生社会の実現が求められています。

5 子どもの健全育成

- 子どもの健やかな成長と家庭における子育て支援を推進するため、令和5年(2023年)に「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。
- 令和5年(2023年)に「こども大綱」が閣議決定され、子ども・若者のライフステージに応じて切れ目なく十分に支援することが目指されています。
- 子ども・子育て支援法の改正に伴い、「こども誰でも通園制度」が創設され、子育て世帯への支援が重要視されています。

6 技術革新による時代の変化

- AI^{※3}（人工知能）の発達やDX^{※4}（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、各産業でITの導入が進み、作業の効率化や労働力不足解消が目指されています。

※2 LGBTQ: Lesbian (レズビアン=女性同性愛者)、Gay (ゲイ=男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシャル=両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー=心と体の性が異なる人)、Queer/Questioning (クィアまたはクエスチョニング=性的指向・性自認が定まらない人)の頭文字をとった略語で、いわゆる性的少数者(セクシュアルマイノリティ)の総称。

※3 AI: Artificial Intelligenceの略称で、コンピューターが人間のように自ら学ぶ技術のこと。

※4 DX: Digital Transformationの略称で、日本語で「デジタル変革」を意味しており、デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

- ICT^{※5}やIoT^{※6}等を各産業に取り入れることで、経済発展と社会的課題の解決を両立していくSociety5.0^{※7}の実現が望まれています。
- 国は、令和3年(2021年)にデジタル庁を発足し、令和4年(2022年)には「デジタル田園都市国家構想基本方針」を閣議決定して、デジタルの力を活用した社会課題の解決を目指しています。今後もデジタル技術の発展が予想される中、行政運営にも適切にデジタル技術を取り入れ、市民サービスの向上を目指していく必要があります。他方で、高齢者などデジタルツールを十分に利用できない方が生活面に不都合を感じることなく、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるよう支援を進めていく必要があります。

7 持続可能な地域づくりの推進

- 平成27年(2015年)の国連サミットにおいて、令和12年(2030年)に向けた国際社会全体の共通目標として、「SDGs (Sustainable Development Goals) : 持続可能な開発目標」が採択されました。SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成され、誰一人取り残さない世界の実現を目指すことを基本理念としています。
- わが国においても、SDGs実現のため、国は平成28年(2016年)に「SDGs推進本部」を設置するとともに、SDGs推進のための中期戦略である「SDGs推進方針」を策定しました。また、地方自治体にもSDGsの取組を促すため、優れた取組を行う団体を「SDGs未来都市」に選定して、優良事例の普及に努めています。



※5 ICT: Information and Communication Technology の略称で、日本語で「情報通信技術」を意味しており、通信技術を用いたコミュニケーションの総称。

※6 IoT: Internet of Things の略称で、日本語では「モノのインターネット」を意味しており、身の回りのあらゆるモノをインターネットに接続する技術のこと。

※7 Society5.0: サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。

第2節 有田市の主な現状と課題

1 地理的条件と自然環境

有田市は、和歌山県の北西部、有田川の河口に位置し、県庁所在地である和歌山市から約25km、大阪市から約100kmという圏内にあり、有田地方として広域圏を形成する有田川流域の1市3町の政治、経済、文化の中心地としての役割を担ってきました。

人口は約2万5千人で、面積は36.83km²（市域は東西約10km、南北約5km）。西は紀伊水道に面し、中央を東西に水量豊かな有田川が流れています。気候は温暖で、海、山、川の豊かな自然に恵まれています。



2 歴史

「ありだ」という地名については、日本書紀に「紀伊国阿提郡」として初めて登場し、その後の日本後紀では「紀伊国在田郡」と変わり、明治に入ってから現在の「有田」になったといわれています。

中世に入ると、当地方に宮崎、保田、宮原、糸我及び椒の5荘が形成され、平安時代には地方豪族によって治められました。

江戸時代に入ると、宮崎、保田、宮原及び糸我の4庄とその下の21村からなる在田郡宮原組と、椒里、椒浜の両村がおかれた海部郡加茂組の二つに分かれて治められました。

明治時代に入り、明治22年(1889年)市制町村制により、宮崎村、保田村、宮原村、糸我村及び椒村が誕生し、明治34年(1901年)には宮崎村は箕島町に、昭和28年(1953年)には椒村も初島町にと名称を改めました。

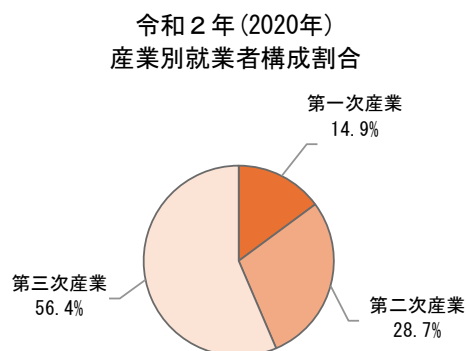
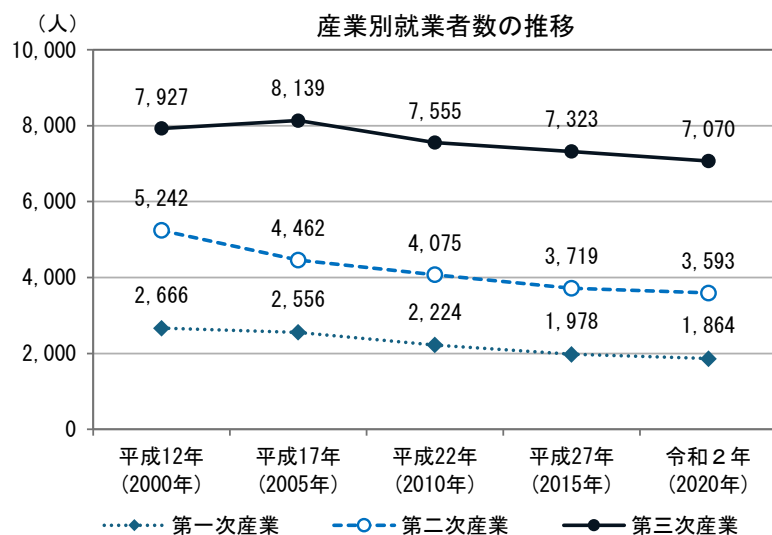
昭和28年(1953年)、有田地方は未曾有の大水害を被り、この復旧のために強固な自治体組織が必要だという気運が住民間で盛り上がり、国の小規模町村合併方針もあり、昭和29年(1954年)9月、箕島町、保田村、宮原村及び糸我村の1町3村が合併し有田町として発足しました。その翌年の国勢調査で人口が3万人を超え、昭和31年(1956年)5月1日をもって和歌山県下で7番目の市に昇格し、市制を施行。その後、昭和37年(1962年)8月に隣接の初島町と合併し、今日に至っています。

3 産業・経済の状況

産業別就業者数

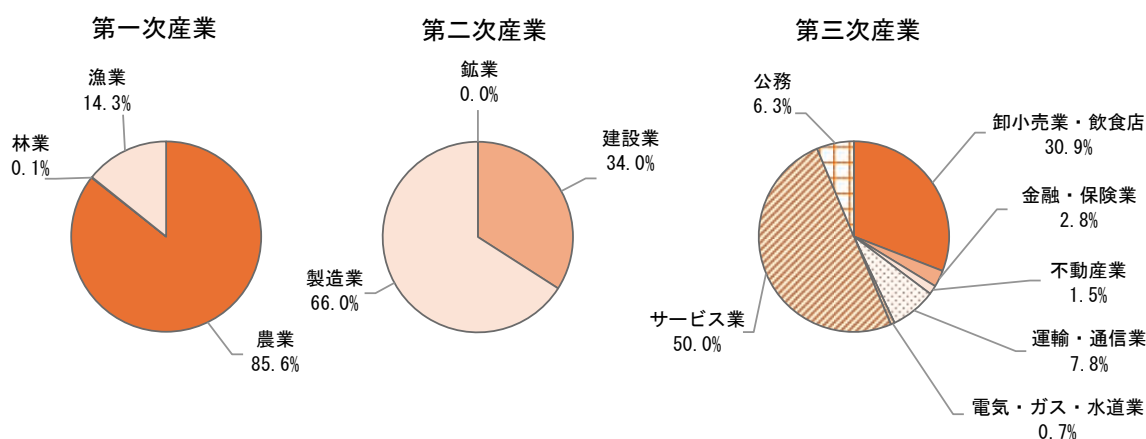
産業別就業者数は、第三次産業が最も多くなっています。第一次産業、第二次産業ともに減少傾向、第三次産業は平成17年(2005年)をピークに減少傾向となっています。

また、令和2年(2020年)における就業者の割合を産業別にみると、第三次産業が56.4%で最も高く、次いで第二次産業が28.7%、第一次産業が14.9%となっています。



資料：統計ありだ(2023)

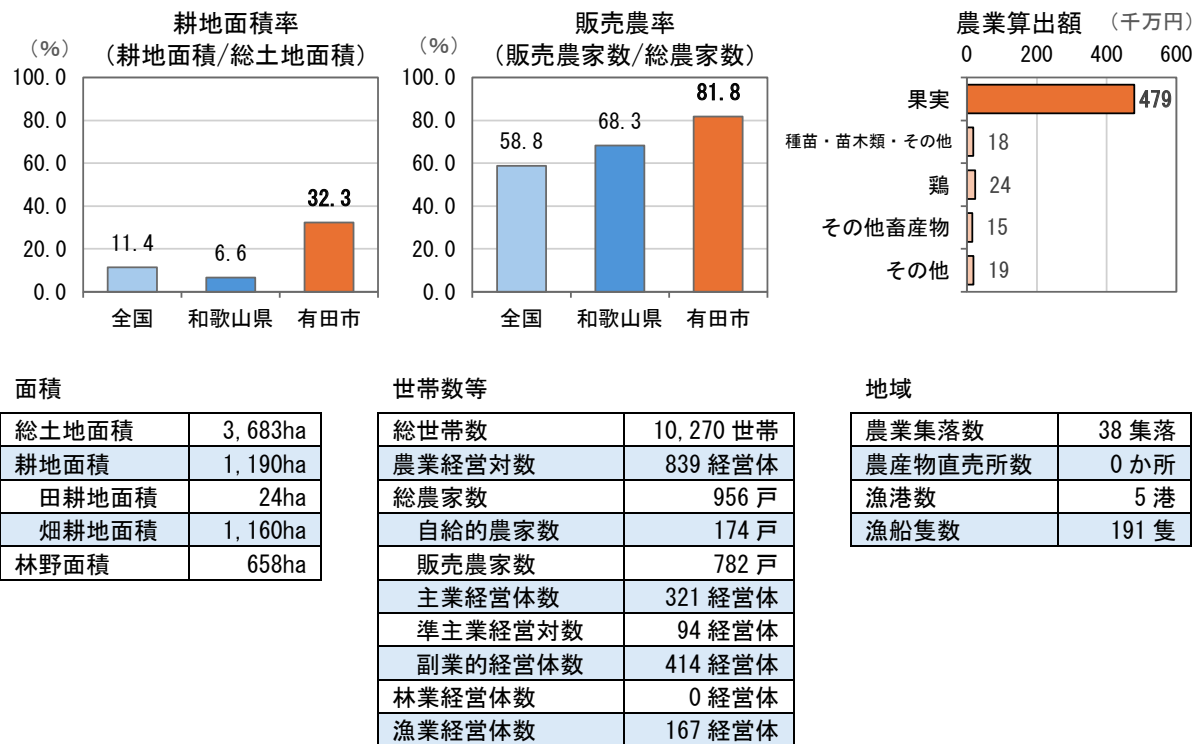
さらに、産業別の内訳をみると、第一次産業では農業が8割以上、第二次産業では製造業が6割以上、第三次産業ではサービス業が5割、卸小売業・飲食店が3割以上となっています。



資料：統計ありだ(2023)

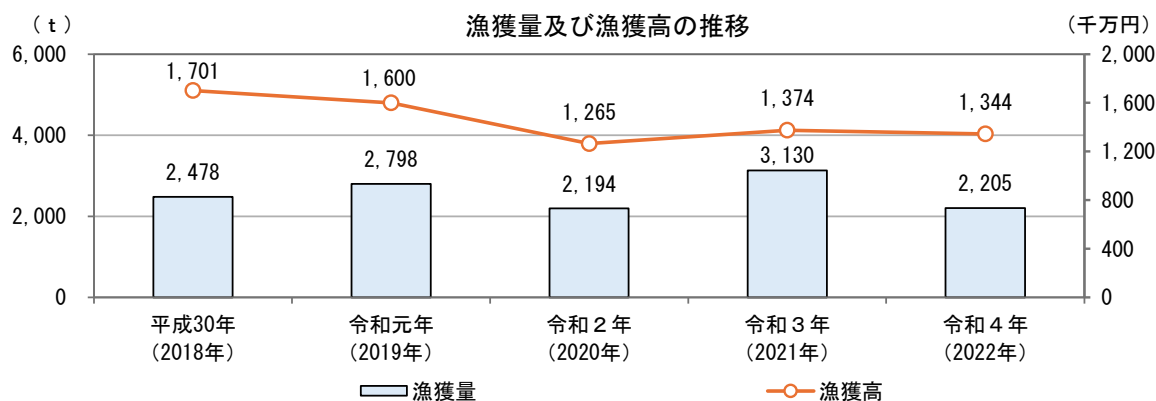
農林水産業の基本指標

本市の耕地面積率は32.3%、販売農家率は81.8%と、和歌山県や全国より高くなっています。
また、農業産出額は、果実（温州みかん等）が最も高くなっています。



資料：耕地面積は令和4年(2022年)面積調査、漁港数は水産庁資料(令和5年(2023年)4月1日現在)、漁業就業者数、漁業経営体数、漁船隻数については平成30年(2018年)漁業センサス、総世帯数は令和2年(2020年)国勢調査、農産物直売所数は平成22年(2010年)世界農林業センサス、前記以外は令和2年(2020年)農林業センサス。

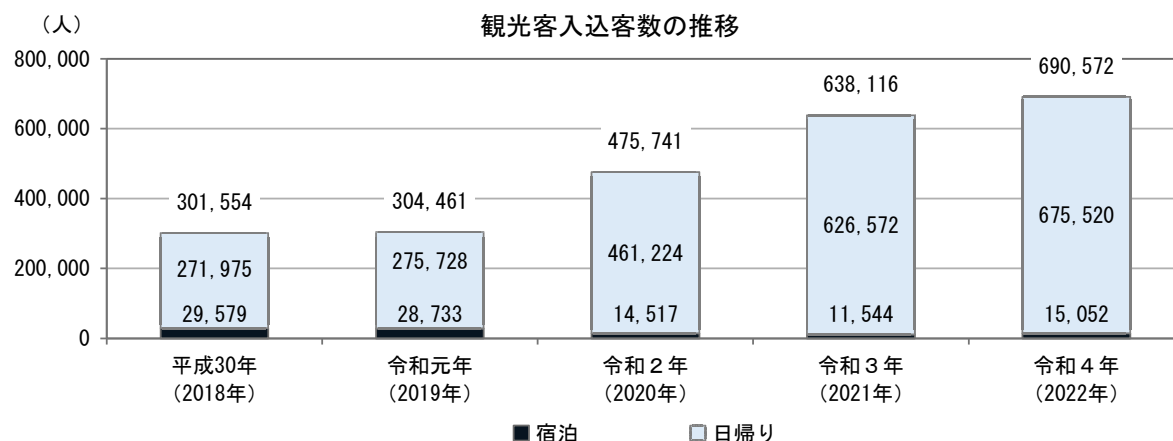
本市の漁獲量及び漁獲高は増減を繰り返していますが、令和4年(2022年)では、漁獲量が1,344t、漁獲高が1,344千万円となっており、平成30年(2018年)と比較すると減少しています。



資料：統計ありだ(2023)

■ 観光客入込客数

観光客入込客数の総数は増加傾向にあり、令和4年(2022年)は平成30年(2018年)の約2倍になっています。90%以上が日帰り客であり、宿泊客より日帰り客の方が多い傾向があります。新型コロナウイルスのパンデミックが起きた令和2年(2020年)から令和3年(2021年)で、宿泊客の割合は減少、日帰り客の割合は増加しています。

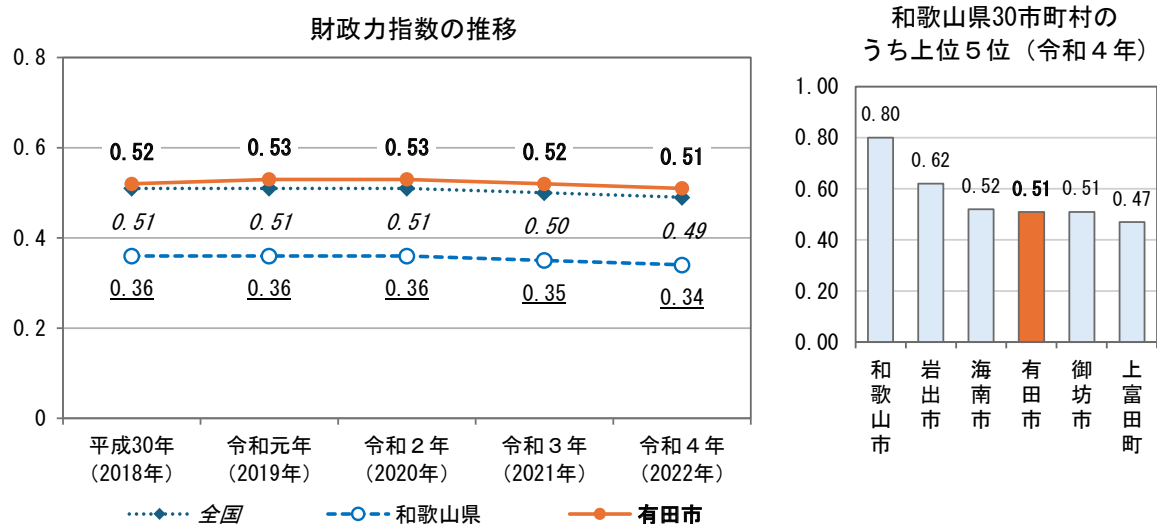


資料：和歌山県観光動態調査報告書

4 財政の状況

■ 財政力指数

本市の財政力指数※8は、和歌山県や全国と比べて高い水準で推移し、横ばいとなっています。また、令和4年(2022年)において、県内でも上位となっています。

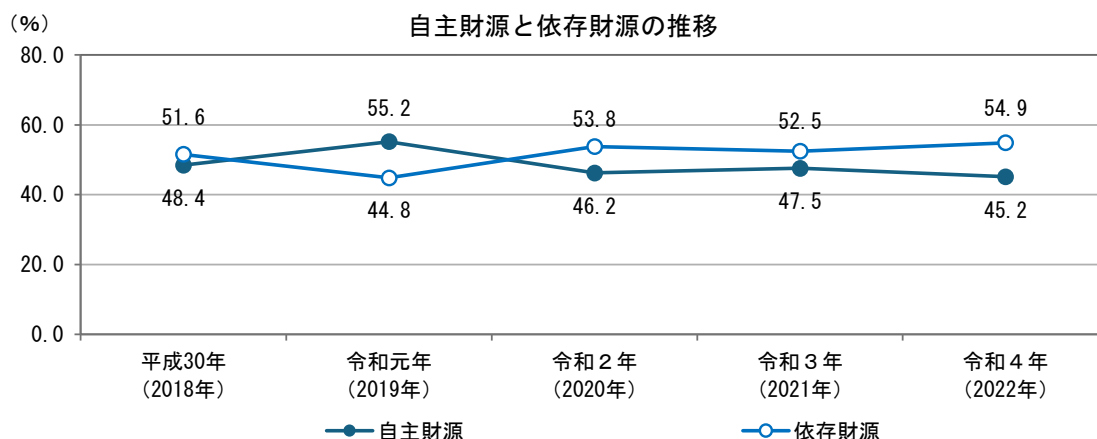


資料：総務省（地方公共団体の主要財政指標一覧）

※8 財政力指数：地方公共団体の財政力の強弱を測る指標であり、普通交付税算定の基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額（両者共、錯誤分を除く）で除した数値の3か年平均値。

■ 自主財源と依存財源

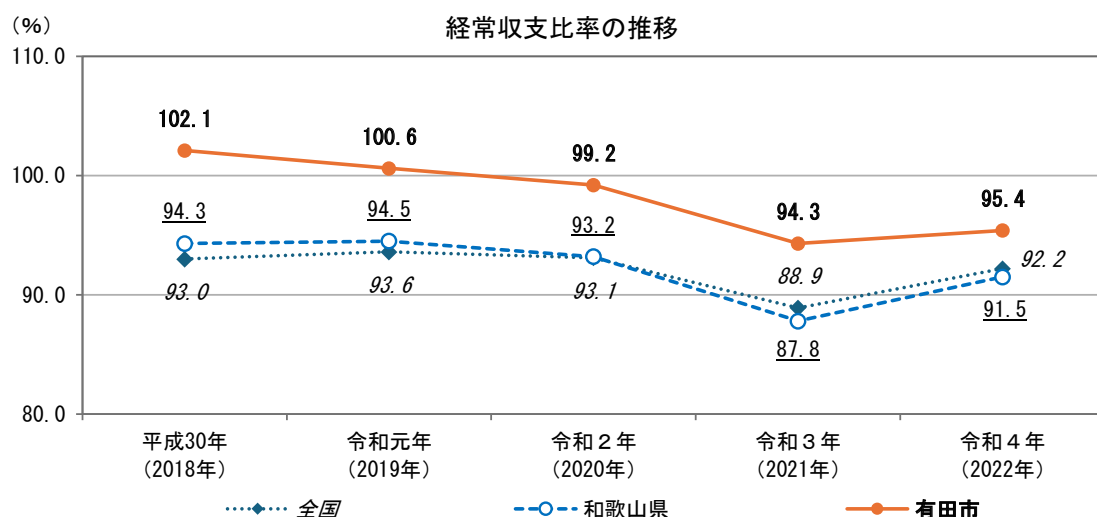
令和元年(2019年)は自主財源^{※9}が依存財源^{※10}より高くなりましたが、以降は依存財源のほうが自主財源よりも高い水準で推移しています。



資料：有田市主要施策成果報告書

■ 経常収支比率

本市の経常収支比率^{※11}は、和歌山県や全国と比べて高い水準で推移しています。平成30年(2018年)以降減少傾向にあり、令和2年(2020年)から令和3年(2021年)に大きく減少しましたが、令和4年(2022年)には増加しました。



資料：有田市主要施策成果報告書

※9 自主財源：市が独自に収入額を決められる収入のこと。主なものとして、市税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当する。

※10 依存財源：国や県の基準に基づき交付されたり、割り当てられたりする収入のこと。主なものとして、地方交付税、地方譲与税、国庫支出金、県支出金、地方債などが該当する。

※11 経常収支比率：財政構造の弾力性を測定する指標であり、低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。人件費や扶助費、公債費など縮減することが容易でない経費（義務的経費）に、地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度費やされているかを求めたもの。

5 市民満足度調査の状況

調査対象：市内に居住する満16歳以上の男女3,000名を無作為に抽出

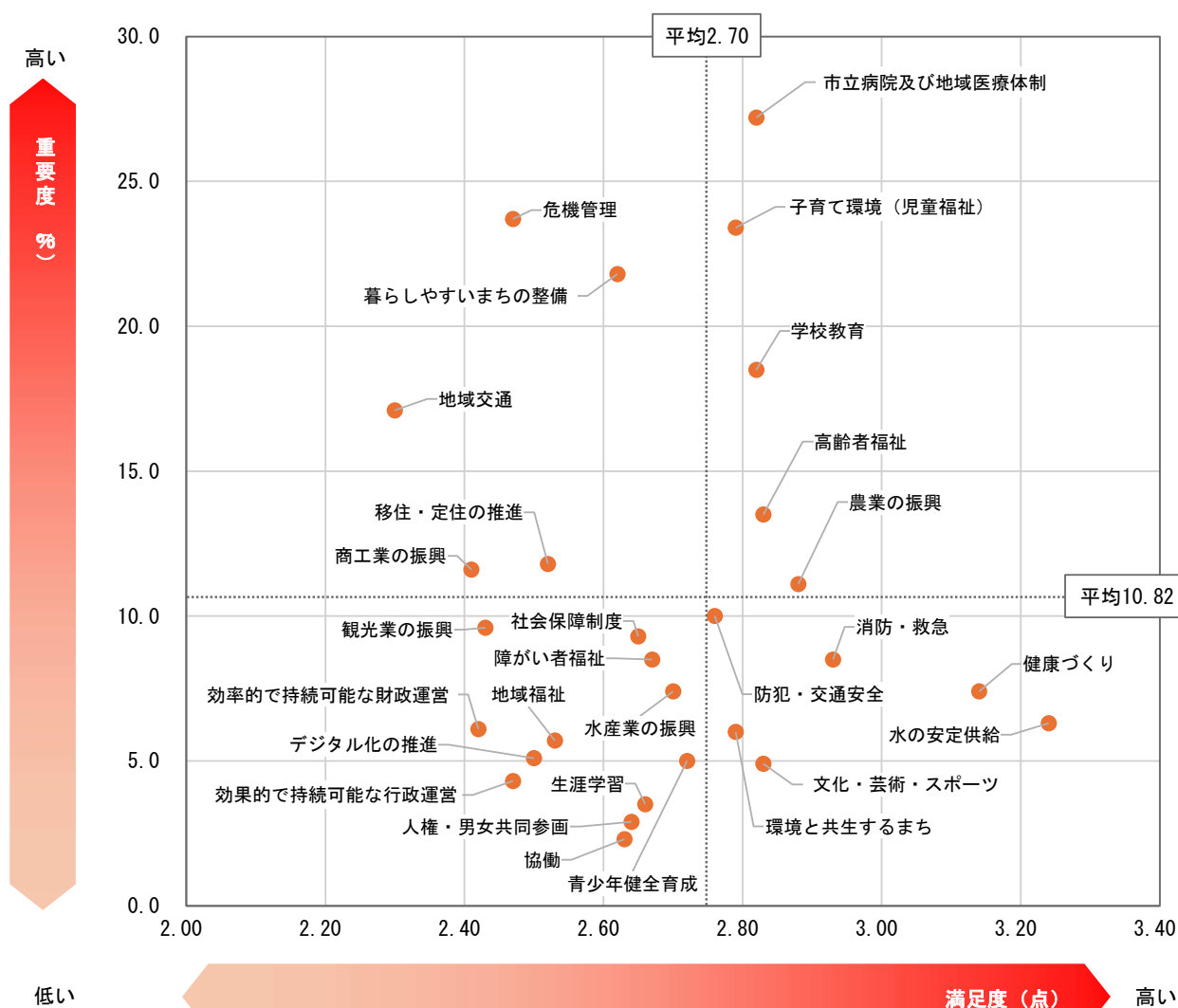
調査期間：令和5年(2023年)10月25日～11月30日

回収結果：配布数3,000票、回収数1,108票、回収率36.93%

分野ごとの満足度と重要度の分布

満足度の高い分野として、「水の安定供給」が最も高く、次いで「健康づくり」「消防・救急」となっており、重要度の高い分野としては、「市立病院及び地域医療体制」が最も高く、次いで「危機管理」「子育て環境（児童福祉）」となっています。

また、重要度が比較的高いが満足度が低い分野としては、「危機管理」「暮らしやすいまちの整備」「地域交通」となっています。



満足度	回答の選択肢により「非常に満足：5点」「やや満足：4点」「どちらともいえない：3点」「やや不満：2点」「非常に不満：1点」と点数化して、各選択肢の回答者数をかけた点数を各項目の全回答者数で割った値（平均値）として算出した。
重要度	各選択肢の回答者を全回答者数で割って100を掛けた値（複数回答の割合）として算出した。



第2部 基本構想

第1章 有田市の将来像

将来都市像

人が輝き まちが色づく魅了都市 ありだ ～みんなが躍動する Active Arida ～

将来都市像に込めた思い

いつまでも活気あるまちであり続けるために、雇用の確保、子育て環境の充実、若年層の流出、少子化対策、高齢化対策、災害対策等の様々な課題に向き合うとともに、商・工・農・漁業等の産業を振興し、医療や福祉を充実させるなど、「人」「まち」「魅力」がつながる「好循環を生み出すまちづくり」を進めることが、わたしたちの有田市に求められる都市像です。

将来都市像には、次のような意味が込められています。

「人が輝き」

子どもから高齢者まで、まちづくりの主体となるすべての市民一人ひとりが、それぞれのライフステージで主役として活躍し、元気に輝くことをイメージしています。

「まちが色づく」

多様な地域資源や地域力が自然と共生し、調和のとれた色合いを保ちながら、地域特性を生かした農業や水産業などが、未来に向けて変化しながら成長し、先人からの宝を大切に守り育てつつ、時代に合ったまちづくりを目指していくことをイメージしています。

「魅了都市」

圏域の様々な分野における中心的役割を担う地方都市でありながら、これまで以上に有田市らしさを磨き上げ、新たな魅力や活力を生み出すことで、人が住み続け、人とつながり、人を魅了し続けるまちづくりを目指していくことをイメージしています。

「みんなが躍動する Active Arida」

これからもまちづくりには、市民みんなが、「元気に、生き生きと、快活である」ことを基本とし、そのイメージからくる「躍動、Active」を組み入れたサブタイトルを挿入することで、将来の都市像を補完しています。

将来都市像「人が輝き まちが色づく魅了都市 ありだ」の実現を目指し、3つの基本理念

『みんなの可能性を伸ばすまち【Active Growth】』

『みんなで元気なまちにする意識【Active Sense】』

『新たな生活スタイルで活動的に生きる【Active Style】』

を掲げています。

■ 基本理念のイメージ



この3つの理念が交差し合う中心がいわゆる「有田市のまちづくりの核心」となる部分です。それぞれの理念に基づき、市民一人ひとりがまちづくりを進めていくことはもちろんのこと、この3つの理念が1つになった姿をみんなで共有し、4年後もみんなが躍動する有田市を目指します。

第2章 分野別まちづくり目標

将来都市像を実現するために、5つの「分野別まちづくり目標」を定め、その目標を達成するための各政策、施策を「基本計画」として定め、これらの諸施策を着実に実行し、目標達成することで、将来都市像の実現を目指します。

1 健やかに生き生きとした生活を実現できるまち

- あらゆる世代が健康づくりに主体的に取り組み、すべての人が健康で暮らせるまちを目指します。
- 地域医療をより充実させ、安心して暮らせるまちを目指します。
- 若い世代が安心して出産・子育てができるまちを目指します。
- 保健・医療・福祉を充実させ、住み慣れた地域で誰もが生き生きと暮らせるまちを目指します。

2 心豊かな人を育み、地域で支え合うまち

- 一人ひとりが個性や能力を生かし、心の豊かさを実感できる市民生活を目指します。
- 学習やスポーツ、文化活動に励めるよう、生涯を通して学べる機会を設け、家庭・学校・地域が連携及び協働していくまちを目指します。
- 多様な生き方を認め合い、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が心豊かに暮らせるまちを目指します。

3 つながりが生む魅力あるまち

- 農業や水産業をはじめとした地場産業が持続できるよう、経営基盤の強化を目指します。
- 新たな観光コンテンツの創出やテクノロジーを活用した誘客促進を図ることで、地域への経済効果拡大を目指します。
- 地域の魅力や資源を戦略的に情報発信することで、地域ブランドの魅力を伝えるとともにブランド力の強化を目指します。
- 地域の魅力を磨き上げることで、シビックプライドを醸成し、あわせて結婚支援に取り組むことで、移住・定住につなげるまちを目指します。

4 安全・安心で調和のとれたまち

- すべての人の安全が確保され、安心して暮らせるよう、防災・減災対策を進めるとともに、犯罪や事故などを防ぐため、地域が一体となって助け合える環境を目指します。
- 効率的かつ効果的に資源や財産が活用されるよう、官民の連携はもとより、地域や関係機関と協働してインフラを整備し、強靱なまちを目指します。
- 生活環境の向上に市民・民間・行政が一体となって取り組み、環境にやさしいまちを目指します。

5 協働を図り、未来への投資と責任ある行財政運営による持続可能なまち

- 一人ひとりがまちをよく知り、共有・連携を図ることで、市民力や民間活力を生かすまちを目指します。
- ICTやAIなどの新たなテクノロジーを活用した情報技術の導入で市民サービスを向上させ、新たな生活様式を推進します。
- まちの将来に向け、積極的かつ実用性のある投資を行っていくとともに、市民サービスの向上を目指します。
- 安定した財政構造を構築するため、中長期的な収支見通しをもって取り組み、新たな価値観を取り入れたまちの再編を行うことで、持続可能なまちを目指します。

第3章 将来像の達成に向けた政策・施策の展開

基本構想

将来都市像

人が輝き まちが色づく魅了都市 ありだ

～みんなが躍動する Active Arida ～

基本理念

1. みんなの可能性を伸ばすまち 【Active Growth】
2. みんなで元気なまちにする意識 【Active Sense】
3. 新たな生活スタイルで活動的に生きる 【Active Style】

分野別まちづくり目標

1

健やかに生き生きとした生活を実現できるまち

2

心豊かな人を育み、地域で支え合うまち

3

つながりが生む魅力あるまち

4

安全・安心で調和のとれたまち

5

協働を図り、未来への投資と責任ある行財政運営による持続可能なまち

基本計画

まちづくり目標

1

健やかに生き生きとした生活を実現できるまち

- 政策 1-1 健康づくり
- 政策 1-2 市立病院及び地域医療体制
- 政策 1-3 高齢者福祉
- 政策 1-4 障がい者福祉
- 政策 1-5 子育て環境（児童福祉）
- 政策 1-6 地域福祉
- 政策 1-7 社会保障制度

まちづくり目標

2

心豊かな人を育み、地域で支え合うまち

- 政策 2-1 学校教育
- 政策 2-2 青少年健全育成
- 政策 2-3 生涯学習
- 政策 2-4 文化・芸術・スポーツ
- 政策 2-5 人権・男女共同参画

まちづくり目標

3

つながりが生む魅力あるまち

- 政策 3-1 農業の振興
- 政策 3-2 水産業の振興
- 政策 3-3 商工業の振興
- 政策 3-4 観光業の振興
- 政策 3-5 移住・定住の促進

まちづくり目標

4

安全・安心で調和のとれたまち

- 政策 4-1 危機管理
- 政策 4-2 消防・救急
- 政策 4-3 防犯・交通安全
- 政策 4-4 暮らしやすいまちの整備
- 政策 4-5 地域交通
- 政策 4-6 水の安定供給
- 政策 4-7 環境と共生するまち

まちづくり目標

5

協働を図り、未来への投資と責任ある行財政運営による持続可能なまち

- 政策 5-1 協働
- 政策 5-2 効果的で持続可能な行政運営
- 政策 5-3 効率的で持続可能な財政運営
- 政策 5-4 デジタル化の推進



第3部 後期基本計画

第1章 重点プロジェクト

国は、デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して、令和4年(2022年)12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

本市では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「有田市デジタル田園都市構想総合戦略」を後期基本計画の重点プロジェクトとして位置づけており、重点プロジェクトは、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」における施策の方向を勘案して策定しました。

【デジタル田園都市国家構想総合戦略の施策の方向】

デジタルの力を活用した地方の社会課題の解決

1 地方に仕事をつくる

スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出 等

2 人の流れをつくる

「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口※12の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり 等

3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こどもDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進 等

4 魅力的な地域をつくる

教育DX、医療・介護分野におけるDX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、防災・減災、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化 等

地方のデジタル実装を下支え

デジタル実装の基礎条件整備

1 デジタル基盤の整備

デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築、エネルギーインフラのデジタル化 等

2 デジタル人材の育成・確保

デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への還流促進、女性デジタル人材の育成・確保 等

3 誰一人取り残されないための取組

デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立 等

※12 関係人口：地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

重点1

地域産業の発展と安定した雇用の実現

未来へつながる新たなチャレンジが行われるまちであり続けるために、まちの魅力と活力を生み出す投資を行い、地域産業の高度化を進め、魅力ある働く場所の創出を目指します。

1 地域資源を活かしたまちの魅力向上

豊富な地域資源を活用するとともに、積極的なPR活動によりブランド価値の向上を図ります。

- 高品質ミカンの生産拡大と有田みかんのPR活動…………… 政策3-1 ②
- 農業環境の保全…………… 政策3-1 ③
- 水産物の消費拡大・付加価値の向上…………… 政策3-2 ②
- 商品開発及び販売促進とICT等を活用したPR戦略…………… 政策3-3 ①

2 地域産業の競争力強化

地域産業の活性化及び各種産業の競争力強化、経営強化を図るとともに、地場産品などの販路拡大を推進し、商品開発力の強化を図ることで、次世代を担う成長産業を支援します。

また、デジタル技術の導入を検討し、生産性の向上や担い手不足の解消を図ります。

- 農業生産基盤の整備促進…………… 政策3-1 ①
- 漁場整備・保全の推進…………… 政策3-2 ①
- 官民学連携次世代水産振興…………… 政策3-2 ④
- 商品開発及び販売促進とICT等を活用したPR戦略（再掲）…………… 政策3-3 ①

3 雇用対策の推進

地域産業の労働力を確保するため、事業者と求職者のマッチングや人材育成など、雇用・就業の支援を図ります。

- 農業環境の保全（再掲）…………… 政策3-1 ③
- 後継者育成と漁業経営の強化の推進…………… 政策3-2 ③
- 既存企業の安定化支援…………… 政策3-3 ②

目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
認定農業者数	247戸	250戸
新規就農者数（U・Iターン含む）	25名	30名
「浜のうたせ」レジ通過者数	260,000人	300,000人
市内事業所数（農林漁業、公務を除く）	1,445事業所 （R3年度）	1,500事業所

重点2 地域資源を活かした新しい人の流れの創出

若者や子育て世代が「しごと」を含めた暮らしを選択するという観点を含め、将来にわたり住み続けたまちづくりを目指し、安全・安心に関する取組を行います。

また、訪れた人が本市に対する関心を持ち、「関係人口」として多様に関わりを持ち続けてくれるよう、地域の魅力に磨きをかけ、交流の機会を創出します。

1 移住・定住の促進

移住・定住を促進するため、移住希望者のニーズに応じた取組を進めるとともに、若者・子育て世代に対して積極的な支援を展開し、定住につなげます。

- 空き家活用促進…………… 政策 3-5 ③
- 定住サポート…………… 政策 3-5 ④

2 関係人口の創出・拡大

本市のまちづくりを応援する個人または団体からのふるさと納税等を通じて、本市の魅力を発信し、本市に興味を持つ関係人口を創出するとともに、地域で行っている取組をPRし、また参加をする機会を作ることで関係人口の拡大を図ります。

- 企業や市民との連携…………… 政策 3-5 ①
- 支援制度・情報発信の充実…………… 政策 3-5 ②

3 地域資源の掘り起こし・磨き上げ

地域資源を掘り起こし、磨き上げることで、本市への来訪者を増やし、まちの魅力を体験してもらうなど、U・I・Jターン※13につなぐための取組を進めることで、本市への新しい人の流れを創ります。

- 観光資源の開発と整備…………… 政策 3-4 ①
- 観光基盤の整備及び観光客誘致の推進…………… 政策 3-4 ②

目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
定住意思のある移住世帯の割合	37.9%	50.0%
今後も有田市に住みたいと思う市民の割合	56.2%	80.0%
和歌山県観光客動態調査（有田市）	737,513人	900,000人

※13 Uターン：一度生まれ育った場所以外で勤務したのちに、再び出身地に戻って働くこと。

Iターン：生まれ育った場所で勤務したあと、出身地以外の場所に移住して働くこと。

Jターン：生まれ育った場所から都市部へ移住して勤務したのちに、出身地に近い地方都市に移住して働くこと。

重点3 妊娠・出産・子育て・教育の環境整備

本市で結婚の希望を叶え、子どもを安心して産み育てられるように、家庭・学校・地域・事業者・行政等が連携し、結婚・妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援に取り組みます。

また、未来を担う子どもたちが心豊かに成長し、自信を持って行動できるよう、環境整備や学校づくりに取り組み、明るい笑顔があふれる社会を目指します。

1 妊娠・出産・子育て支援の充実

誰もが結婚の希望を実現し、安心して子ども産み、育てることができるよう、妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援を充実します。

- 就学前児童の教育・保育環境の充実…………… 政策 1-5 ①
- 子育て支援の充実…………… 政策 1-5 ③
- こども家庭センターによる子育て支援体制の充実…………… 政策 1-5 ⑤

2 教育の充実と環境整備

次代を担う子どもたちを育むために、教育環境を整備するとともに、子どもたちが心身ともに健やかに育ち、郷土への愛着心を育む教育を進めます。

- 学校教育の充実…………… 政策 2-1 ①
- 教育環境の整備充実…………… 政策 2-1 ④

目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
子育て世代の満足度	62.4%	70.0%
全国学力・学習状況調査の全国順位※14	小6年6位 中3年20位	小・中ともに 5位以内

※14 全国順位：文部科学省が公表している都道府県別の全国学力・学習状況調査及びスポーツ庁が公表している都道府県別の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の調査結果資料をもとに有田市の結果を落とし込んだもの。

重点4 安全・安心で豊かな暮らしの実現

災害に強い地域を作るため、防災基盤の強化を進めるとともに、健康づくりを一層充実させ、すべての市民が心身ともに豊かな暮らしを送ることができるよう取組を進めます。

また、環境に優しいまちづくりを推進し、未来の世代に引き継げる持続可能な社会を目指します。

1 災害に強いまちづくり

自主防災組織活動を積極的に支援し、防災ワークショップや避難訓練等を通じて地域の防災力の向上を図り、防災基盤の強化を図ります。

- 危機管理体制の整備…………… 政策 4-1 ①
- 地域防災力の強化…………… 政策 4-1 ②

2 誰もが健康で暮らしやすいまちづくり

住民一人ひとりが、こころも体も健康でいきいきと生きがいをもって自立した生活が送れるようにするために、健康づくりの充実を図ります。

- 健康増進対策の推進…………… 政策 1-1 ①
- こころの健康づくりの推進…………… 政策 1-1 ③
- 在宅医療支援の充実…………… 政策 1-2 ④

3 豊かな暮らしができるまちづくり

市民と行政がともに力を合わせて取り組める機会を創設します。特に、若年世代と行政がともに力を合わせて取り組める機会を提供し、共に考えることで、まちづくりへの関心を高めます。

また、市民が生涯学習に取り組むことで、心豊かな生活が送れるよう、図書館、市民会館、公民館などを活用して学習できる環境や機会を提供します。

- 市民主体のまちづくりの推進…………… 政策 5-1 ①
- 協働によるまちづくりの推進…………… 政策 5-1 ②
- 生涯学習推進体制の充実…………… 政策 2-3 ①

4 環境にやさしいまちづくり

美しく自然豊かな有田市を次世代につないでいくため、環境への負荷が少ない循環型社会の構築、環境に配慮したまちづくりに向けて、市民、事業者、行政が一体となって取り組みます。

- 生活環境の保全…………… 政策 4-7 ①
- 環境意識の向上…………… 政策 4-7 ②

目標達成指標

指標名		現状（R 5 年度）	目標値（R 10 年度）
スマートフォン用アプリ「有田市防災行政ナビ」の登録件数		2,390 件	7,500 件
健（検）診受診率の向上	肺がん検診	12.4%	20.0%
	肺がん検診（うち国保加入者）	22.4%	30.0%
	大腸がん検診	10.8%	20.0%
	大腸がん検診（うち国保加入者）	18.3%	25.0%
	乳がん検診	15.2%	25.0%
	特定健診	41.9%	44.0%
市民との協働活動件数		24 件 （R 2 - R 5 累計）	70 件 （累計）
NPO団体・事業者との協働活動件数		8 件	20 件
公民館における独自事業、住民主体のサークル活動などによる利用者数 （コミュニティセンターを含む）		57,130 人	75,000 人
年間ごみ排出量		8,020t	7,870t
污水处理人口普及率		40.1%	44.5%

第2章 基本計画の推進

第1節 基本計画の体系

まちづくり目標

1

健やかに生き生きとした生活を実現できるまち



健康づくり

主要施策 ①健康増進対策の推進 ②母子保健対策の推進 ③こころの健康づくりの推進



市立病院及び地域医療体制

主要施策 ①新市立病院の建設 ②小児医療の充実 ③救急医療の充実 ④在宅医療支援の充実



高齢者福祉

主要施策 ①高齢者福祉の充実 ②介護予防の推進



障がい者福祉

主要施策 ①日常生活や社会生活の支援の促進 ②切れ目のない支援 ③配慮の必要な子どもとその家族への支援



子育て環境（児童福祉）

主要施策 ①就学前児童の教育・保育環境の充実 ②市立保育所再編 ③子育て支援の充実 ④児童虐待防止
⑤こども家庭センターによる子育て支援体制の充実



地域福祉

主要施策 ①地域力の強化 ②包括的支援体制の構築 ③ひきこもり者支援体制の構築



社会保障制度

主要施策 ①国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険事業の適正な運営 ②国民年金の充実 ③生活困窮者等の支援

まちづくり目標

2

心豊かな人を育み、地域で支え合うまち



学校教育

主要施策 ①学校教育の充実 ②小学校と保育所・認定こども園等の連携強化 ③学校保健の充実 ④教育環境の整備充実



青少年健全育成

主要施策 ①青少年育成関係機関・各種団体との連携 ②子ども・若者育成支援



生涯学習

主要施策 ①生涯学習推進体制の充実 ②公民館の機能や設備の充実 ③人材・組織の育成と連携、活用
④コミュニティセンターの整備 ⑤リカレント教育・リスキリングの推進



文化・芸術・スポーツ

主要施策 ①文化・芸術環境の充実 ②文化財保護の充実 ③スポーツ環境の充実 ④BIG SMILE プロジェクトの推進



人権・男女共同参画

主要施策 ①あらゆる人権に対応した取組の充実 ②男女共同参画の推進

つながりが生む魅力あるまち

3-1

政策

農業の振興

主要施策 ①農業生産基盤の整備促進 ②高品質みかんの生産拡大と有田みかんのPR活動 ③農業環境の保全

3-2

政策

水産業の振興

主要施策 ①漁場整備・保全の推進 ②水産物の消費拡大・付加価値の向上 ③後継者育成と漁業経営の強化の推進 ④官民連携次世代水産振興

3-3

政策

商工業の振興

主要施策 ①商品開発及び販売促進とICT等を活用したPR戦略 ②既存産業の安定化支援 ③企業の誘致や起業者の支援

3-4

政策

観光業の振興

主要施策 ①観光資源の開発と整備 ②観光基盤の整備及び観光客誘致の推進 ③インバウンド誘客の促進

3-5

政策

移住・定住の促進

主要施策 ①企業や市民との連携 ②支援制度・情報発信の充実 ③空き家活用促進 ④定住サポート

安全・安心で調和のとれたまち

4-1

政策

危機管理

主要施策 ①危機管理体制の整備 ②地域防災力の向上

4-2

政策

消防・救急

主要施策 ①火災予防体制の強化 ②救急体制の充実 ③消防団の活性化

4-3

政策

防犯・交通安全

主要施策 ①安全な生活環境の整備 ②地域防犯活動の充実 ③地域における交通安全活動の充実

4-4

政策

暮らしやすいまちの整備

主要施策 ①良好な住環境の整備の創出 ②安全な道路環境の整備促進 ③にぎわいの創出

4-5

政策

地域交通

主要施策 ①公共交通機関の充実 ②新しい交通システムの研究 ③デマンドバス利用促進活動

4-6

政策

水の安定供給

主要施策 ①業務運営の改善 ②水道施設の更新

4-7

政策

環境と共生するまち

主要施策 ①生活環境の保全 ②環境意識の向上

協働を図り、未来への投資と責任ある行財政運営による持続可能なまち

5-1

政策

協働

主要施策 ①市民主体のまちづくりの推進 ②協働によるまちづくりの推進 ③情報発信の充実

5-2

政策

効果的で持続可能な行政運営

主要施策 ①新たな時代に対応できる行政組織の整備 ②官民連携の促進による公共サービスの提供

5-3

政策

効果的で持続可能な財政運営

主要施策 ①効果的・効率的な財政運営の展開 ②財源の確保 ③普通財産の管理処分

5-4

政策

デジタル化の推進

主要施策 ①市民に「時間」を返す住民サービスのデジタル化 ②デジタル技術による新たな価値の創出とデジタル人材の育成

第2節 基本計画の見方

タイトル

まちづくり目標及び政策を記載

SDGs

政策に関連するSDGsを掲載

現状と課題

政策に関連する社会潮流や全国の動向、また、有田市の現状を踏まえ、基本方針及び各施策の推進に向けて踏まえるべき課題を記載

基本方針

現状と課題を踏まえて、今後4年間の基本的な方針を記載

目標達成指標

各施策の進捗及び成果を客観的に評価するための主な指標として、できる限り毎年度の推移を把握できる統計指標等を選定し、前期計画期間の目標指標を記載（表示年は年度）

注釈説明

必要に応じて用語に注釈を記載

第3節 政策・施策の展開

まちづくり目標1 健やかに生き生きとした生活を実現できるまち



健康づくり



現状と課題

- 依然として死亡原因の多くが、がんや心疾患ですが、がん検診受診率は肺がん検診を除きほぼ横ばいの状況です。健（検）診の受診率向上のため、疾病予防・早期発見の大切さを啓発し、定期的な健（検）診受診の意識づけを引き続き行う必要があります。
- 特定健診の結果より、高血圧・糖尿病・脂質異常症はどれも国・県より有病率が高い状況です。健診受診による生活習慣病の早期発見や重症化を予防することで、脳血管疾患・心疾患・腎不全等を発症させないことが健康寿命の延伸につながります。今後も日常生活に寄り添った形で健康づくりの仕組みや環境の整備をしていく必要があります。
- こころの健康づくりに取り組んでいますが、相談機関を知らないという人の割合が約25%を占め、さらなる周知が必要となっています。
- 家族構成や就労形態、生活スタイルの多様化に伴い、個々に抱える背景が複雑化しており、子育ての孤立化から産前・産後の不安や育児に悩みを抱える人が増加しています。育児不安など

- の子育ての孤立化を防ぎ、妊娠中から出産・育児へと切れ目ない支援が必要です。
- 若年妊婦や予期せぬ妊娠もあり、プレコンセプションケア^{※15}を充実させる必要があります。

基本方針

- 健（検）診の大切さに関する正しい情報提供、周知及び、受診機会拡大、利便性の向上を図ります。また、がん検診未受診者にアンケートを実施し、職域等で受診機会のあるものを把握し、より実態に近い受診率を割り出し効率的な勧奨につなげます。
- 一人ひとりの健康意識を高め、必要な受診行動や生活習慣の改善に努められるような体制を作り、生活の質（QOL）向上や健康寿命の延伸に取り組めます。
- こころの健康に関する啓発及び相談窓口の周知に取り組めます。
- 安心して楽しく子育てができるまちを目指し、相談支援の充実、地域で安心して産み育てることができる環境づくりに取り組めます。

施策に関する目標達成指標

指標名		現状（R5年度）	目標値（R10年度）
健（検）診受診率の向上【重点】	肺がん検診	12.4%	20.0%
	肺がん検診（うち国保加入者）	22.4%	30.0%
	大腸がん検診	10.8%	20.0%
	大腸がん検診（うち国保加入者）	18.3%	25.0%
	乳がん検診	15.2%	25.0%
	特定健診	41.9%	44.0%
生活習慣病予防の促進	健診有所見者割合 ^{※16} 高血圧者	50.8%	48.0%
	健診有所見者割合 メタボ該当者	20.8%	19.0%

※15 プレコンセプションケア：将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。

※16 健診有所見者割合：特定健診受診者のうち、基準値を超えた人の割合。

施策・事業の内容

基本方針を踏まえ、まちの将来像実現のために、
必要な各施策の内容を具体的に記載

● 施策・事業の内容

① 健康増進対策の推進

- 受診率向上のため、健診実施体制の見直しや健診実施機関の拡充を図り利便性を高める。
- スマートフォン上の健康づくり支援アプリを活用し、ライフスタイル・ライフステージに応じた健康づくりが実践できる環境を整備する。
- 産官学協同で有田市民水泳場「えみくる ARIDA」、有田市健康スポーツ公園「BIG SMILE PARK」を活用した、住民が主体的に取り組める健康づくりの場を提供する。
- 特定健診・がん検診の受診率向上に取り組む。
- 主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康に関する正しい情報提供と世代ごとの健康課題に応じた食事や運動、生活習慣の改善に取り組める場を提供し、定着させる取組を実施する。

② 母子保健対策の推進

- 妊娠期から安全で安心な出産ができるよう相談体制の充実や環境の整備に努める。
- 母親や家族が育児を抱え込まず、安心して子育てができるよう、個々のニーズに対応した相談や教室等、子育て支援体制を強化し、育児不安の解消につなげる。
- アプリを通じた育児手技の動画配信や必要に応じたオンライン相談など ICT を活用し、情報提供・相談体制の充実に取り組む。
- 妊娠期から子育て期を通して切れ目のない支援の継続に向け関係機関との連携を強化し、適切な支援につなげる。

③ こころの健康づくりの推進

- こころの健康に関する相談窓口の認知度を向上させるため、これまでの広報に加え、街頭啓発や Web や SNS^{※17}配信など様々な世代に対応した情報発信を行う。
- こころの病気の早期発見や早期治療、ストレスへの対処法などについて啓発を実施するとともに、家族や友人の異変に気づき、支え合える環境づくりを推進する。
- メンタルヘルスチェックの重要性を伝えるなど労働団体との連携を強化し、こころに不調を感じた際に相談機関の周知や医療機関等につなげることができるよう取り組む。
- 地域の見守り体制を強化するために、民生委員・児童委員など各種団体や様々な支援活動に取り組む人々にゲートキーパー^{※18}養成講座への参加を積極的に促す。

● 施策に関する個別計画

- ◆ 有田市健康増進計画
- ◆ 有田市民健康保険第3期データヘルス計画
- ◆ 有田圏域いのち支えあいプランⅡ
- ◆ 有田市国民健康保険第4期特定健診診査等実施計画
- ◆ 有田市子ども・子育て支援事業計画

● 施策関係課

【担当課】市民福祉部 健康推進課 【連携課】市民福祉部 保険年金課

※17 SNS：Social Networking Serviceの略称で、Facebook、Instagram、LINEなどのインターネット上のコミュニティサイトのこと。

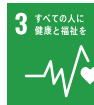
※18 ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のこと。

第3節 政策・施策の展開



まちづくり目標1 健康やかに生き生きとした生活を実現できるまち

健康づくり



現状と課題

- 依然として死亡原因の多くが、がんや心疾患ですが、がん検診受診率は肺がん検診を除きほぼ横ばいの状況です。健（検）診の受診率向上のため、疾病予防・早期発見の大切さを啓発し、定期的な健（検）診受診の意識づけを引き続き行う必要があります。
- 特定健診の結果より、高血圧・糖尿病・脂質異常症はどれも国・県より有病率が高い状況です。健診受診による生活習慣病の早期発見や重症化を予防することで、脳血管疾患・心疾患・腎不全等を発症させないことが健康寿命の延伸につながります。今後も日常生活に寄り添った形で健康づくりの仕組みや環境の整備をしていく必要があります。
- こころの健康づくりに取り組んでいますが、相談機関を知らないという人の割合が約25%を占め、さらなる周知が必要となっています。
- 家族構成や就労形態、生活スタイルの多様化に伴い、個々に抱える背景が複雑化しており、子育ての孤立化から産前・産後の不安や育児に悩みを抱える人が増加しています。育児不安など

の子育ての孤立化を防ぎ、妊娠中から出産・育児へと切れ目ない支援が必要です。

- 若年妊婦や予期せぬ妊娠もあり、プレコンセプションケア※15を充実させる必要があります。

基本方針

- 健（検）診の大切さに関する正しい情報提供、周知及び、受診機会拡大、利便性の向上を図ります。また、がん検診未受診者にアンケートを実施し、職域等で受診機会のあるものを把握し、より実態に近い受診率を割り出し効率的な勧奨につなげます。
- 一人ひとりの健康意識を高め、必要な受診行動や生活習慣の改善に努められるような体制を作り、生活の質（QOL）向上や健康寿命の延伸に取り組めます。
- こころの健康に関する啓発及び相談窓口の周知に取り組めます。
- 安心して楽しく子育てができるまちを目指し、相談支援の充実、地域で安心して産み育てることができる環境づくりに取り組めます。

施策に関する目標達成指標

指標名		現状（R5年度）	目標値（R10年度）
健（検）診受診率の向上【重点】	肺がん検診	12.4%	20.0%
	肺がん検診（うち国保加入者）	22.4%	30.0%
	大腸がん検診	10.8%	20.0%
	大腸がん検診（うち国保加入者）	18.3%	25.0%
	乳がん検診	15.2%	25.0%
	特定健診	41.9%	44.0%
生活習慣病予防の促進	健診有所見者割合※16 高血圧者	50.8%	48.0%
	健診有所見者割合 メタボ該当者	20.8%	19.0%

※15 プレコンセプションケア：将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。

※16 健診有所見者割合：特定健診受診者のうち、基準値を超えた人の割合。

施策・事業の内容

① 健康増進対策の推進

- 受診率向上のため、健診実施体制の見直しや健診実施機関の拡充を図り利便性を高める。
- スマートフォン上の健康づくり支援アプリを活用し、ライフスタイル・ライフステージに応じた健康づくりが実践できる環境を整備する。
- 産官学協同で有田市民水泳場「えみくる ARIDA」、有田市健康スポーツ公園「BIG SMILE PARK」を活用した、住民が主体的に取り組める健康づくりの場を提供する。
- 特定健診・がん検診の受診率向上に取り組む。
- 主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康に関する正しい情報提供と世代ごとの健康課題に応じた食事や運動、生活習慣の改善に取り組める場を提供し、定着させる取組を実施する。

② 母子保健対策の推進

- 妊娠期から安全で安心な出産ができるよう相談体制の充実や環境の整備に努める。
- 母親や家族が育児を抱え込まず、安心して子育てができるよう、個々のニーズに対応した相談や教室等、子育て支援体制を強化し、育児不安の解消につなげる。
- アプリを通じた育児手技の動画配信や必要に応じたオンライン相談など I C T を活用し、情報提供・相談体制の充実に取り組む。
- 妊娠期から子育て期を通して切れ目のない支援の継続に向け関係機関との連携を強化し、適切な支援につなげる。

③ こころの健康づくりの推進

- こころの健康に関する相談窓口の認知度を向上させるため、これまでの広報に加え、街頭啓発や Web や SNS^{※17} 配信など様々な世代に対応した情報発信を行う。
- こころの病気の早期発見や早期治療、ストレスへの対処法などについて啓発を実施するとともに、家族や友人の異変に気づき、支え合える環境づくりを推進する。
- メンタルヘルスチェックの重要性を伝えるなど労働団体との連携を強化し、こころに不調を感じた際に相談機関の周知や医療機関等につなげることができるよう取り組む。
- 地域の見守り体制を強化するために、民生委員・児童委員など各種団体や様々な支援活動に取り組む人々にゲートキーパー^{※18}養成講座への参加を積極的に促す。

施策に関する個別計画

- ◆ 有田市健康増進計画
- ◆ 有田市国民健康保険第3期データヘルス計画
- ◆ 有田圏域いのち支えあいプランⅡ
- ◆ 有田市国民健康保険第4期特定健診診査等実施計画
- ◆ 有田市子ども・子育て支援事業計画

施策関係課

【担当課】市民福祉部 健康推進課 【連携課】市民福祉部 保険年金課

※17 SNS：Social Networking Service の略称で、Facebook、Instagram、LINE などのインターネット上のコミュニティサイトのこと。

※18 ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のこと。



まちづくり目標1 健やかに生き生きとした生活を実現できるまち

市立病院及び地域医療体制



政策

現状と課題

- 令和5年(2023年)度より公益社団法人地域医療振興協会が指定管理者として市立病院の運営を担っています。地域住民のニーズに応えるため、指定管理者に対し救急医療・感染症等の医療・小児医療・へき地医療・災害医療の5項目については政策的医療として指定管理業務としています。
- 指定管理を行い、経営の効率化を図っているところですが、慢性的な医師不足となっています。
- 診療報酬の改定による収益の減少や将来の有田保健医療圏の患者数減などを見越した医療機関の機能分化と連携が県から示されており、今後の病院運営の課題となっています。

基本方針

- 災害拠点病院としての新有田市立病院の建設に取りかかっており、公設民営での運営を継続していきます。
- 市民の市立病院に対するニーズに応えるべく小児医療の充実を図ります。将来的には小児救急、小児入院医療体制の充実に向けて取り組んでいきます。同時に、臨床心理士による心理発達面での相談を実施するなどの支援についても計画的に取り組めます。
- 救急についても受け入れを強化し、地域住民のニーズに答える小児科医(専門医)と救急医療に必要な総合診療医を確保していきます。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状(R5年度)	目標値(R10年度)
市立病院に対する市民満足度	30.8%	50.0%

施策・事業の内容**① 新市立病院の建設**

- 地域に必要とされる有田保健医療圏唯一の公立病院として、安全・安心な医療を将来にわたって安定的に供給するため、新有田市立病院を建設する。
- 回復期リハビリテーション病床、災害拠点病院として防災ヘリの離発着ができるヘリポート、第二種感染症指定医療機関として新興感染症にも対応できる構造を備え、国道42号線からダイレクトにアクセスできるようにするとともに、レイアウトの変更や容易に改修可能な構造とし、変化していく医療需要にも対応できるようにする。

② 小児医療の充実

- 市内の医療機関や市立病院小児科外来において、小児一般外来のほか、発達外来等、専門的な診療・治療を提供するため医師確保に努める。
- 時間内の小児救急患者の受入や、入院受入調整等、保健医療圏内の需要に対応できるよう小児医療の充実を図り、将来的には小児入院及び夜間の小児救急患者の受入を目指す。
- 小児医療に関する各種相談窓口や体制について、市が実施する各種事業を通じて情報提供を推進し、安心して医療が受けられる環境づくりを進める。

③ 救急医療の充実

- 住民が安心して生活できる地域を守っていくため、救急医療体制を強化し、有田保健医療圏で発生した二次救急^{※19}を引き受ける設備機能の充実を図るとともに、三次救急^{※20}を受け入れる和歌山保健医療圏等の医療機関や地域の消防署と連携し、迅速かつ安心した救急医療を提供できる体制を構築する。
- 救急患者情報伝達システムの導入による、和歌山県立医科大学とのスムーズな患者情報伝達や、ICT医療の活用による専門医間での画像共有を行うことで、転院受入時間の短縮を図る。
- 医師の働き方改革による影響を考慮し、特定行為研修等を修了した専門性の高い看護師の養成を推進するなど、医師・特定ケア看護師等によるチームとして対応する。

④ 在宅医療支援の充実

- 患者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、患者の求めに応じ24時間往診が可能な体制を確保し、さらに訪問看護ステーションとの連携により、緊急時に在宅で療養を行なっている患者が直ちに入院できるなど、必要に応じた医療・看護を提供できる体制を構築する。

施策に関する個別計画

- ◆ 有田市立病院経営強化プラン
- ◆ 有田市子ども・子育て支援事業計画

施策関係課

【担当課】 経営管理部 経営企画課 【連携課】 市民福祉部 健康推進課

※19 二次救急：入院や手術を要する重症患者を365日24時間体制で受け入れる救急医療のこと。

※20 三次救急：救急患者の中でも特に緊急性が高い患者に対応する救急医療のこと。



まちづくり目標1 健やかに生き生きとした生活を実現できるまち

高齢者福祉



現状と課題

- 本市では、高齢化率が国や県よりも高い水準で推移しており、令和5年(2023年)度で35.6%となっています。また、一人暮らし高齢者の割合も増加傾向となっています。団塊世代^{※21}が75歳以上となり、また、令和22年(2040年)には団塊ジュニア世代^{※22}が65歳以上となるなど、介護や日常生活において各支援が必要となる高齢者はますます増加することが予想されます。一方で、社会的なつながりの希薄化が進んでいます。
- 認知症、買い物・通院の移動手段の確保、老老介護、8050問題^{※23}など、高齢者の自立支援や家族介護者の負担軽減が課題となっています。また、フレイル^{※24}の進行予防に着目しながら既存の取組を一層発展させ、要介護への移行、重度化を抑制していくことが必要となっています。

基本方針

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域包括支援センター^{※25}の機能強化や、医療・保健・介護の連携強化を図ります。
- 高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、自主的・積極的な介護予防や健康づくりを促進し、健康寿命の延伸を図ります。
- 高齢者の人権を擁護し、虐待防止の体制整備を推進することや、認知症高齢者に対し、地域で見守る体制づくりに取り組みます。
- 移動手段の確保など、地域で課題を解消する活動や、市民の利便性の改善を図る取組を支援します。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
認知症サポーター ^{※26} 数	2,678人	3,800人
いきいき百歳体操の開催場所	32か所	45か所
体操教室全体の延べ人数	21,144人	24,600人

※21 団塊世代：第二次世界大戦直後の昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)年の第1次ベビーブーム期に生まれた世代。

※22 団塊ジュニア世代：昭和46年(1971年)から昭和49年(1974年)の第2次ベビーブーム期に生まれた世代。

※23 8050問題：80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。

※24 フレイル：健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態のこと。

※25 地域包括支援センター：市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。

※26 認知症サポーター：認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かい目で見守る「応援者」であり、自治体（市町村・都道府県）または企業・職域団体（従業員を対象とする）が実施する「認知症サポーター養成講座」を受講すれば、だれでも認知症サポーターになることができる。

施策・事業の内容**① 高齢者福祉の充実**

- 高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進する。
- 在宅高齢者の体調の不安軽減や見守り体制を強化する。
- 認知症サポーター養成講座や認知症カフェの開催、チームオレンジ^{※27}の設置等、認知症に対する市民の理解を深めるとともに、予防から発症、重度化防止に向けた支援を行う。
- 成年後見制度^{※28}の利用促進や高齢者虐待の防止を行う。

② 介護予防の推進

- 身近な地域や仲間で行える自主サークル「いきいき百歳体操」の普及に取り組む。
- フレイル予防につなげるため、サロンで栄養士・歯科衛生士等によるミニ講座を実施する。
- 後期高齢者は、フレイル状態に陥る危険性が高いため、医療・介護・保健のデータを一体的に分析するとともに、危険性のある高齢者一人ひとりを抽出し、必要なサービスに結びつける。
- フレイル予防の取組として、いきいき百歳体操や介護予防運動教室などを通える場所を実施するとともに、集いの場など社会参加の機会拡充も図る。

施策に関する個別計画

- ◆ 第9期有田市介護保険事業計画及び老人福祉計画

施策関係課

【担当課】市民福祉部 高齢介護課 【連携課】市民福祉部 保険年金課

※27 チームオレンジ：認知症当事者・家族を含む、地域の多職種サポーターチームのこと。

※28 成年後見制度：認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方を保護、支援するために、法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産を守る制度のこと。



政策

まちづくり目標1 健やかに生き生きとした生活を実現できるまち

障がい者福祉

3 すべての人に
健康と福祉を10 人や国の不平等を
なくそう11 住み続けられる
まちづくりを

現状と課題

- 障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき、有田圏域の1市3町とともに、相談支援事業者と連携し、身近に相談でき、障がいの種類や程度に関係なく適切な支援を受けられる体制を整えるなど、障がい者施策の充実に取り組んでいます。
- 日中活動の場・社会参加の場として地域活動支援センターの利用や障がいのある人の重度化・高齢化、また「親なき後」を見据え、地域生活への移行の促進及び地域生活の継続を図るため、地域生活支援拠点の整備を進めています。
- 就労支援については、障がいのある人に関する社会資源が不足している現状となっており、遠方までの通所を余儀なくされるなど、雇用環境の充実を図る必要があります。
- 障がいの早期発見・早期療育の推進については、関係機関との連携が重要であり、障がいのある人に対する差別や虐待の防止も含め、引き続き関係者及び関係機関等と一体的に取り組む必要があります。
- 障がいのある子どもに対する生まれてから成人するまでの療育について、「切れ目のない支援」を実現するため、関係機関との連携を強化する必要があります。

基本方針

- 障がいのある人が、これからも住み慣れた地域で安心して暮らし、自立した生活を送ることができるよう、引き続き基幹相談支援センター※29を中核に相談支援、地域生活支援拠点等の機能の充実、就業機会の充実を図るなど、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援を行うための環境整備を進めます。
- 福祉教育を推進し、障がいのある人に対する差別や虐待の防止について市民の理解を深めるなど、地域で支え合うことができる環境を構築します。
- 障がいの早期発見と早期療育、社会参加につなげていくためのきめ細かな支援体制の構築を図ります。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
福祉施設利用者の一般就労移行者数	12人 （R2-R5累計）	16人 （累計）

※29 基幹相談支援センター：障がい福祉分野において、地域の相談支援の中核的な役割を担う相談機関のこと。

施策・事業の内容

① 日常生活や社会生活の支援の促進

- 障害福祉サービスや地域生活支援事業等を利用しながら、障がいのある人やその家族等のあらゆる困りごとに寄り添い支援する。
- 障がいのある人の社会参加を促進するため、差別や虐待などを防止するとともに、相談支援や就労支援体制の充実、各関係機関との連携強化により雇用機会の拡充を図り、福祉施設から円滑に一般就労へ移行できるよう支援する。
- 日中活動系サービスや自立・就労を支援するサービス、障害児通所支援、居住系サービスを提供する事業者の基盤整備に対する支援を行う。
- 障がいのある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、日常生活用具の給付や、余暇の移動支援等、また、意思疎通を図ることに支障のある人に対し、手話通訳者派遣等により支援する。
- 障がいがあっても芸術文化活動やスポーツ活動等に参加できる機会の充実を図り、障がいのある人の生活がより豊かになるよう支援する。
- 成年後見制度や権利擁護の利用促進、虐待の防止など、障がいのある人の権利を守る取組を行うとともに、障がいに対する理解及び合理的配慮※30の提供を進展する。

② 切れ目のない支援

- 乳幼児期から高齢期までライフステージや障がいの状態、生活状況等に応じて、必要な支援がとぎれなく適切に提供されるよう、関係者・関係機関と情報共有・連携を図る。
- 障がい児者が安心して生活できるよう、また、一人ひとりにあった支援やサービスの提供につなげるため、保健・医療機関等との連携を強化する。

③ 配慮の必要な子どもとその家族への支援

- 医療的ケア※31を必要とする子どもの保育所・小中学校等における受け入れについて、医療、保健、教育等の多岐にわたる分野の関係機関等と連携を図りながら体制の充実などに取り組み、その家族への支援を行う。
- 障害児通所支援を活用により障がいのある子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行う。

施策に関する個別計画

- ◆ 有田市障害者基本計画
- ◆ 有田市障害福祉計画

施策関係課

【担当課】市民福祉部 福祉課 【連携課】市民福祉部 健康推進課、こども課
 経済建設部 産業振興課
 教育委員会 教育総務課、生涯学習課

※30 合理的配慮：障がいのある人や子どもの人権が、障がいのない人や子どもと同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。

※31 医療的ケア：法律上に定義されている概念ではないが、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為のこと。



まちづくり目標1 健やかに生き生きとした生活を実現できるまち

子育て環境（児童福祉）



現状と課題

- 児童福祉対策及び少子化対策を総合的に推進するため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て世帯の経済的負担の軽減や子育てに関する情報発信、悩み相談などの場所づくり、共働き世帯のニーズに対応した学童保育事業や病児保育事業等、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいます。
- 少子化により入所児童数は減少していますが、3歳未満児の保育所利用希望増加が見られ、待機児童の発生が懸念されます。
- 近年、保護者の経済的困窮や社会的孤立^{※32}、養育力の低下、ひとり親家庭が増加するなど、家庭環境が多様化・複雑化し、児童虐待の報告件数は増加傾向であることから、地域社会全体で虐待の防止に向けた取組や継続的な支援体制の強化が必要となっています。

基本方針

- 就学前児童の教育・保育環境の変化や多様なライフスタイルに対応した子育て支援サービスを展開し、地域で安心して子育てができる体制の構築、子育て世帯の経済的負担の軽減、乳幼児期における教育・保育環境の充実とともに、施設の適正配置に取り組み、子育てしやすい環境を整備します。
- 児童虐待の発生防止と早期発見・早期対策のため、関係機関との連携を強化し、継続的な支援体制を構築します。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
子育て世代の満足度【重点】	62.4%	70.0%
こども誰でも通園制度 ^{※33} 利用人数	0人/月	40人/月
児童育成支援拠点事業 ^{※34} 実施か所数	0か所	1か所

※32 社会的孤立：家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態のこと。

※33 こども誰でも通園制度：全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度。

※34 児童育成支援拠点事業：養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業。

施策・事業の内容**① 就学前児童の教育・保育環境の充実**

- 公私連携幼保連携型認定こども園を整備することで民間活力を活用し、充実した教育・保育サービスの提供を推進する。
- 積極的な研修会への参加や幼保小の連携交流を図ることで保育士の資質向上に取り組むとともに、将来の3歳未満児の保育利用増加に対応できる体制を維持するため保育士の確保に努める。
- 保育業務のICT活用を積極的に図り、保護者の利便性向上や保育士業務の負担軽減に取り組む。

② 市立保育所再編

- 今後の本市における就学前児童の人口を踏まえ、適正規模による集団保育の実施及び将来にわたって子どもたちが安全で快適に過ごすことができるよう、保育所再編計画に基づいて、一人ひとりの成長の基礎となる施設整備を着実にを行う。
- 市立保育所を再編するとともに認定こども園化し、幼児教育の充実と地域の未就学児を対象とした子育て支援の充実を図る。

③ 子育て支援の充実

- 子育ての喜びや悩みを分かち合える親同士の交流の場・機会を設ける。
- 地域や社会全体で親子の学びや育ちを支えるため、ファミリーサポートセンター事業を推進するなど、地域の人々と協働による子育て支援の機会や子どもが安心できる居場所を創出する。
- 子育てに対するストレスを軽減し、子育てが楽しいと感じられるよう、親育てプログラムに参加しやすい形で開催する。

④ 児童虐待防止

- 要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における関係機関の専門性の強化及び連携の強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応をする。
- 家庭児童青少年相談室を中心に様々な家庭が抱える問題の相談に対応していく。

⑤ こども家庭センターによる子育て支援体制の充実

- 子ども・子育て世帯・妊産婦に包括的支援を行うとともに、支援が必要な家庭（貧困、虐待、ヤングケアラー※35、発達障害等）に対して母子保健と児童福祉が連携し一体的に支援していく。
- こども家庭センターにおける家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業など）を実施するとともに、地域のニーズに応じた必要な社会資源を開拓し、関係機関と連携しながら子育てしやすい体制づくりをしていく。

施策に関する個別計画

- ◆ 有田市子ども・子育て支援事業計画
- ◆ 有田市立保育所再編計画

施策関係課

【担当課】市民福祉部 こども課 【連携課】市民福祉部 健康推進課

※35 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。



政策

まちづくり目標1 健やかに生き生きとした生活を実現できるまち

地域福祉



現状と課題

- 人口減少・少子高齢化の進行などの社会構造の変化により地域におけるつながりは希薄化し、8050問題やダブルケア^{※36}など市民の生活課題は複合化・複雑化しており、これらの生活課題には福祉総合相談窓口を設置し、ワンストップ対応しています。これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係をを超えて、地域住民や地域の多様な主体が世代や分野を超えてつながるなど、地域共生社会の実現を目指していく必要があります。
- 地域共生社会の実現のためには、地域住民が、多様化する地域の課題に対して主体的に解決する「地域交流拠点^{※37}」の整備や隣近所、各種団体・機関等との連携、また、行政との包括的な支援体制の整備等が必要となっています。

基本方針

- 今後も福祉総合相談窓口による相談支援を行いながら、公民館や地区集会場などを活用し、市民が地域福祉活動に気軽に参加できる機会や場を創出します。
- ボランティア団体やNPO法人など、地域で活動する団体の育成支援を行うなど、地域共生社会の実現に向けた地域力の強化に取り組みます。
- 複合化・複雑化した課題を抱える世帯や人に対して、関係各課及び関係機関・団体等との連携を図りながら、包括的な支援体制を構築します。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
地域交流拠点の整備	2 か所	8 か所
全世代に対応した包括支援センターの設置	—	1 か所

※36 ダブルケア：子育てと親や親族の介護を同時に担う状態のこと。

※37 地域交流拠点：地域の人々が集い、交流を図ることで、地域コミュニティを醸成し、また、主体的に地域課題に取り組み、支援機関へつなぐことで解決に結びつけるなどの拠点。

施策・事業の内容**① 地域力の強化**

- 社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉団体やボランティア団体の運営支援に取り組む。
- 地域福祉活動の担い手の人材育成に取り組む。
- お互いに支え合える地域であり続けるために、高齢者、障がいのある人、子どもなど市民の誰もが気軽に集える場を創出し、地域力の向上に取り組む。
- 地域全体のつながりを深め、持続可能なこども食堂の運営を支えるため、啓発や情報提供を行うとともに庁内関係部署と連携し支援に取り組む。

② 包括的支援体制の構築

- 複合的な生活課題を抱える世帯や市民には、社会福祉協議会・民生児童委員協議会等の各種団体、福祉サービス事業者、行政の関係部署など分野を超えた様々な支援機関の連携により、包括的な支援体制を構築する。

③ ひきこもり者支援体制の構築

- 地域の実情を把握し、ひきこもり^{※38}の状態にある人やその家族の支援体制の充実を図る。
- 利用しやすい居場所の提供や訪問支援を実施する。
- 関係機関と連携し、利用者が必要とする支援につなぐ。

施策に関する個別計画

- ◆ 第3次有田市地域福祉計画

施策関係課

【担当課】市民福祉部	福祉課	【連携課】経営管理部	経営企画課
		市民福祉部	健康推進課
			こども課
			高齢介護課

※38 ひきこもり：様々な要因の結果として、就学や就労、交遊などの社会的参加を避けて、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこと。



まちづくり目標1 健やかに生き生きとした生活を実現できるまち

社会保障制度



現状と課題

- 国民健康保険制度は、少子化や団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行、社会保険加入者の適用拡大などにより被保険者数が減少しているとともに、一人当たり医療費増加により、年々その運営が厳しくなっています。
- マイナ保険証^{※39}への移行に伴い、令和6年(2024年)12月1日をもって、新たな保険証の発行ができなくなり、各保険者、被保険者、医療機関において混乱が生じています。国民健康保険制度の安定的な運営の維持とマイナ保険証の移行に伴う被保険者等の混乱の解消、日々進展するデジタル化への対応が課題となっています。
- 団塊世代が75歳以上となり、また、令和22年(2040年)には団塊ジュニア世代が65歳以上となるなど、介護保険制度の需要が高まっていくことが予想されます。介護保険制度の健全で安定的な運営の維持が課題となっています。
- 国民年金制度については、少子高齢化に伴い保険料を負担する現役世代人口が減少し、受給者が増加しており、年金制度の見直しが予想されます。国民年金制度に対する不安の解消と複雑化する制度への理解を深めるため、相談による適切な対応と広報啓発が課題となっています。
- 生活保護制度については、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するとともに、自立を助けることを目的とし、適正な保護の実施に努めています。その一方で、生活保護に至る前の段階にある経済的困窮や社会的孤立にある生活困窮者の抱える課題は複合的なケース

基本方針

- が多く、多機関が連携した支援が必要となっています。現在、自立相談支援事業や住居確保給付金支給等を実施するとともに、ワンストップかつ包括的に対応する福祉総合相談窓口を設置し、多機関協働による相談・支援を行っていますが、支援に必要な社会資源の充実が課題となっています。
- 和歌山県や後期高齢者医療広域連合と連携し、健全かつ円滑に運営するため、制度の安定化・適正化に取り組みます。
- 国や県など、関係機関と連携を深めながら、マイナ保険証への移行による被保険者の不安や混乱の解消を図るため、広報啓発を実施します。
- 持続可能な制度の運営を図るため、介護給付適正化事業を推進するとともに、保険料の収納率向上に取り組みます。
- 国民年金制度の運営を維持していくために、国民健康保険加入時に年金制度への加入促進や減免制度などの説明を行うとともに、制度に対する理解と不安の解消を図るため年金相談を実施するなど、制度の周知啓発を行っていきます。
- 生活保護受給者の就労を支援するとともに、生活状況等を把握し、各世帯に必要で適切な保護の実施に取り組みます。
- 複合化・複雑化する生活課題に対して、支援機関が連携し、包括的な支援体制による伴走支援を実施するなど、自立につなげます。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
国民健康保険のジェネリック医薬品使用率	80.2%	85.0%
社会保障制度に対する満足度	18.7%	30.0%

※39 マイナ保険証：マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組み。

施策・事業の内容**① 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険事業の適正な運営**

- ジェネリック※⁴⁰医薬品の活用を推進する。
- レセプト※⁴¹点検の充実や適正受診の啓発など、医療費の適正化に取り組む。
- 介護給付の適正化事業を推進する。
- 各種保険税（料）の収納率を向上するため、口座振替の推進や滞納整理に取り組む。

② 国民年金の啓発

- 年金事務所の出張相談による国民年金の相談体制を充実させる。
- 国民年金制度の広報啓発に取り組む。

③ 生活困窮者等の支援

- 生活困窮者の早期把握に努め、自立支援相談機関へつなげる。
- 多機関協働による包括的な支援体制を構築し、伴走支援による切れ目のない支援で自立を促進する。
- 生活保護受給世帯の生活状況等をケースワーカーなどによる訪問・相談活動により的確に把握し、適切な支援活動を行う。
- 就労可能者に対し、求人・職業訓練等の情報を提供するなどの就労支援を行うとともに、就労に向けた準備が必要なものに対しては、日常生活・社会生活・経済的自立のための訓練をするなどの就労準備支援を行う。
- 家計の見直しが必要な者に対し、家計表等を用いて、家計の状況を把握することや家計改善意欲を高めるための支援を行う。

施策に関する個別計画

- ◆ 第9期有田市介護保険事業計画及び老人福祉計画

施策関係課

【担当課】市民福祉部 保険年金課 【連携課】市民福祉部 福祉課
高齡介護課

※⁴⁰ ジェネリック医薬品：新薬の特許が切れた後に製造販売される薬のこと。
（新薬と同じ有効成分で作られ、効き目が新薬と同等であると国に承認されている）

※⁴¹ レセプト：医療機関が保険者に提出する月ごとの診療報酬明細書のこと。



まちづくり目標2 心豊かな人を育み、地域で支え合うまち

学校教育



現状と課題

- 本市においては、子どもの発達の連続性を大切にした学年・学校間の接続を重視するとともに、児童生徒の学力、学習状況や体力を測る指標として、全国的な学習調査や体力テストなどを活用し、成果と課題を検証するなど、教育活動の充実や日々の授業改善に取り組んでいます。令和5年(2023年)度に実施した学習調査等の結果から、ほとんどの教科で全国平均正答数を上回っているとともに、新体力テストの結果においても小学校で、総合で全国平均を上回る学年が多く、これまで課題であった種目においても改善が見えるなど学力・体力面で一部成果が見られます。
- 少子化や経済のグローバル化、情報化等により社会が大きく変化する中、教育を取り巻く環境も大きく変化しています。少子高齢社会の中、地域コミュニティの拠点とした学校のあり方を検討する必要があります。
- 児童生徒の学力や学習状況、体力などについては一部で改善が見られるものの、全体的にはコロナ禍以前と比較して低下しています。また、学力や体力に限らず、子ども一人ひとりの様々な能力を伸ばし、心身の健康を保持増進させることが重要です。こうした状況を踏まえ、現状の取組を見直し、課題を解決するための新たな工夫や具体的な施策を進めていく必要があります。

基本方針

- 発達の連続性を大切にした学年・学校間の接続と専門機関や専門家と連携した柔軟な対応を推進します。
- 子ども一人ひとりへの質の高い教育を実現するため、子どもが主語になる学校教育を目指し、児童生徒が主体的に学ぶ授業や補充学習の充実、道徳教育・ふるさと教育の推進、計画的な体力づくりに取り組み、認め合い、学び合い、郷土である有田市を愛する子どもの育成に取り組めます。
- 1人1台端末をはじめとするICT等を最大限に利用し、子ども一人ひとりの能力や適性に応じて個別最適化された学びの実現に向け、充実した教育環境の整備に取り組めます。
- コミュニティ・スクール^{※42}の仕組みを活かすとともに、学校と地域が一体となり、地域コミュニティの拠点として、魅力ある学校づくりを展開します。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状(R5年度)	目標値(R10年度)
全国学力・学習状況調査の全国順位【重点】	小6年6位	小・中ともに5位以内
	中3年20位	
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の全国順位	小5 男子2位女子10位	小・男女とも5位以内
	中2 男子10位女子42位	中・男女とも10位以内

※42 コミュニティ・スクール：学校運営協議会を設置している学校のことであり、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組みのこと。

施策・事業の内容

① 学校教育の充実

- 教員の授業力向上のための各種研修や研究授業、学習調査の活用、補充学習の支援、集団づくりアンケートの実施等、学力向上に取り組む。
- 新体力テスト、体力アッププランの活用、運動部活動の充実等、体力向上に取り組む。
- 児童生徒のリーダー育成研修や校外活動、職場体験等の実施を通して、地域と連携した教育の充実及び学校運営協議会への支援、コミュニティ・スクール連絡協議会の充実等、コミュニティ・スクールの推進に取り組む。
- 1人1台端末をはじめとするICTの活用でわかる授業の実現や情報活用能力向上等の情報教育の推進、ALTの体制充実及び教員研修の充実などの外国語教育の推進に取り組む。
- 専門家による相談活動の充実、福祉・保健部署との連携強化等、特別支援教育の推進及びスクールカウンセラー^{※43}、スクールソーシャルワーカー^{※44}、教育支援センター等による教育相談体制の充実に取り組む。

② 小学校と保育所・認定こども園等の連携強化

- 就学前児童の学校体験、情報交換、要支援児童の状況把握等小学校と保育所・認定こども園等の交流に取り組む。
- 教育・福祉・保健の一体的な子育て支援を実施する。

③ 学校保健の充実

- 自他の健康・安全に関心を持ち、心身の健康の保持増進を図ることができる児童・生徒を育てる。
- 学校、医師会、歯科医師会、薬剤師会で設立された学校保健協議会と連携し、それぞれの機関の協力を得ながら、児童・生徒の健康課題に対応していくために教員や保護者を対象に研修などを実施する。

④ 教育環境の整備充実

- 児童生徒1人1台端末が整備されたことに伴い、整備された学習教材等の環境を最大限に活かすための研修を行う。
- Society5.0を迎え、AIやビッグデータの活用に対応した機器を随時整備する。
- 校舎照明器具のLED化に伴う計画的改修等施設整備を実施する。
- 小学校体育館への空調設備設置について計画的に整備を行う。

施策に関する個別計画

- ◆ 有田市教育大綱

施策関係課

【担当課】教育委員会 教育総務課 【連携課】市民福祉部 こども課

※43 スクールカウンセラー：学校で児童・生徒、保護者、教職員の心のケアや精神的なサポートを行う心理の専門家

※44 スクールソーシャルワーカー：社会福祉の専門知識や技術を活かして、問題を抱える児童生徒やその家族を支援する専門職



まちづくり目標2 心豊かな人を育み、地域で支え合うまち

青少年健全育成



現状と課題

- 少子高齢化が進行し、家族構成や価値観の多様化、情報通信技術の進展する中、青少年の心と体の健全な育成を促し、自主性・社会性をもった豊かな人間性を育むための体験活動や交流活動を推進しています。
- 「地域で子どもを育てる」「地域とともに学校をつくる」活動で、平成29年(2017年)学校運営協議会を各学校に設置してから、着実に成果を積み上げていますが、今後も地域や様々な団体と連携・協働を図りながら、青少年の健全育成に取り組む必要があります。
- 不登校やひきこもり、SNS・インターネットによるトラブルなど、青少年を取り巻く課題に対し、啓発活動・立ち直り支援活動などの取組が必要です。
- 地域における様々な体験を通して、仲間づくりの大切さや豊かな感性を身につけること、また、地域活動にも積極的に参加し、安心できる地域づくりを目指す必要があります。

基本方針

- 次代を担う子どもたちを、健やかに育成できる環境の整備を進めるとともに、家庭、地域、学校等が一体となり社会全体で子育てを支援していきます。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
地域と学校の連携・協働体制推進事業「地域ふれあいルーム」の参加人数	2,774人	3,000人

施策・事業の内容

① 青少年育成関係機関・各種団体との連携

- 子供クラブや青少年健全育成団体の交流を通じ、青少年の主体性の向上、社会的な規則の習得、人間関係の構築等を目指す活動を支援する。
- 研修会等を開催し、地域の青少年活動の場で活躍するジュニアリーダーを育成する。
- 巡回活動や広報活動による子どもの安全・安心を確保する。
- 非行やインターネットトラブルを未然に防ぐための啓発や学習会を開催する。

② 子ども・若者育成支援

- 夏休み中、子どもの居場所づくりと学習習慣の確立・学習意欲の向上を兼ねた教室を開催する。
- 放課後や週末における地域の子どもの安心・安全な活動拠点を確保し、子どもたちに様々な体験・交流・学習活動の機会を提供する。
- 福祉部局と連携したアウトリーチ※45型の家庭教育支援や、問題を抱える家庭や若者に対する相談体制を強化する。
- 親子体験の場として、家では体験できない貴重な時間を過ごし、親子のふれあいや絆を感じてもらう機会を提供する。

施策に関する個別計画

- ◆ 有田市生涯学習推進計画

施策関係課

【担当課】教育委員会 生涯学習課 【連携課】市民福祉部 こども課
教育委員会 教育総務課

※45 アウトリーチ：支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届ける方法。



まちづくり目標2 心豊かな人を育み、地域で支え合うまち

生涯学習



現状と課題

- 近年、少子高齢化、高度情報化などライフスタイルの多様化が進み、人と人とのつながり、ふれあい支え合いなどが希薄になっています。地域の生涯学習の場として、地域づくりや人と人とのつながりづくりの拠点となるよう、特色ある自主事業やサークル活動を実施しています。
- 一人ひとりが自己の人格を磨き豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学習することができる社会の実現を目指す必要があります。
- 施設の老朽化が進み、維持していくための補修や修繕が増えているため、統合や公共施設との複合化も含めての検討が必要です。
- 平成28年(2016年)度に「有田市生涯学習推進計画」を策定し、地域住民の集まる「場づくり」を促進し、地域社会の担い手としての「人づくり」を目指すとともに、学習した成果を「まちづくり」に生かし、地域発展や活性化につなげていく必要があります。

基本方針

- 今後も多くの市民の方に、集い・交わり・学ぶ場を提供していきます。
- 公民館の老朽化に伴い、他の公共施設と複合化も視野に入れ、各地区の身近な公民館として維持していきます。
- 令和8年(2026年)度より第2次有田市生涯学習推進計画を策定し、人生の各段階での課題や必要に応じた生涯学習を取り入れ生かすことができるよう施策を推進します。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
公民館における独自事業、住民主体のサークル活動などによる利用者数（コミュニティセンターを含む）【重点】	57,130人	75,000人

施策・事業の内容

① 生涯学習推進体制の充実

- 各公民館の特色や地域のニーズを踏まえ、自主事業や講座を充実させる。
- 社会教育施設を拠点とした学習機会の活性化などを図るとともに、広く活動情報を発信する。

② 公民館の機能や設備の充実

- 利用者が安全・安心に利用できるよう、必要な建物や設備の修繕、老朽化した建物の建て替えや、他の公共施設との複合化など計画的な維持管理をする。
- 地域住民の交流の場として、多種多様なジャンルのサークル活動を展開させ、地域づくり並びに活動拠点としての役割を果たしていく。
- 地域のニーズに応じた社会教育活動の充実を図る。
- 子どもから高齢者まで幅広い年齢層の地域住民が交流できる主体的な事業を実施するとともに、施設の適切な維持管理に努め、機能や設備、運営体制などの充実を図る。

③ 人材・組織の育成と連携、活用

- 地域コミュニティにおけるリーダー的人材を発掘し育成する。
- 地域づくりを支える各種団体やサークル活動を積極的に支援する。

④ コミュニティセンターの整備

- 宮原小学校跡地を利用し、地域の活動拠点として、これまでの生涯学習事業（公民館事業）に加え、より自由度の高い、地域づくり活動や地域資源等を活用した収益事業なども可能とする施設を整備する。

⑤ リカレント教育・リスキリングの推進

- 大学や民間事業者と連携しながら、リカレント教育※⁴⁶やリスキリング※⁴⁷の場を提供していく。

施策に関する個別計画

- ◆ 有田市生涯学習推進計画

施策関係課

【担当課】教育委員会 生涯学習課

※⁴⁶ リカレント教育（学び直し）：学校教育から離れた後も生涯にわたって学び続け、必要に応じて就労と学習を交互に繰り返すことであり、従業員が自主的にスキルの向上や新しい技術の習得を、学び直しによって習得することを目的とする。

※⁴⁷ リスキリング（再技能習得）：職業能力の再開発・再教育のことであり、企業が自社の従業員に対して、様々な方法でスキルや技術を新たに学ぶ機会を提供することを目的とする。



まちづくり目標2 心豊かな人を育み、地域で支え合うまち

文化・芸術・スポーツ



現状と課題

- 文化・芸術環境の充実においては内容が多岐にわたり、係わる市民も多い中、それぞれの自主的な活動を重んじながら、いかに公平性を維持し、ニーズのある事業を展開できるかが今後の課題となっています。
- 文化財保護の充実においては、市民意識として文化財は行政が護るものという意識があり、多種にわたり保護の要請があります。今後、地域と共に伝えるべき文化財としての意識改革などが課題となっています。
- 図書館においては、定期的蔵書を更新・充実し、様々なレファレンスに対応できるように努めることや、図書館に親しみを持っていただくため、誰もが参加しやすいイベントを企画開催する必要があります。
- スポーツ面では、有田市体育協会と連携し、スポーツイベントの開催やスポーツ人口の拡大に取り組んでいます。また、令和6年(2024年)3月に供用を開始した有田市健康スポーツ公園「BIG SMILE PARK」は、令和2年(2020年)に供用を開始した有田市民水泳場「えみくるARIDA」とともに、スポーツを通じた健康増進や地域コミュニティの拠点として役割を果たしています。スポーツ面において、団体の中には、少子化や学習機会の多様化により、競技人口が減少し運営が難しくなっているところもあります。社会体育施設の中でも、特に有田市民球場については老朽化により大規模な修繕が必要となっています。

基本方針

- 文化・芸術環境の充実においては、現状を継続しながら、より良いものを提供していきます。
- 文化財保護の充実においては、今一度市内の文化財をくまなく調査し、再評価することによって、本当に保護していくべき文化財の洗い出しが必要です。できるだけ多くの年齢層に文化財に対する興味を持ってもらい活用していけるよう、資料館などの広報活動に努めるとともに、特別展・企画展などの開催内容を充実させていきます。
- 図書館においては、引き続き蔵書の更新を行い、内容を充実するとともに市民ニーズに対応できるように努めます。より多くの市民が図書館資料と出会うことにより、図書や図書館の魅力が伝わることを目指します。
- スポーツ面においては、子どもから高齢者まで誰でも参加でき、多世代が交流を深めるスポーツイベントや体験教室を開催します。スポーツ施設は、長期的な計画のもと整備を行います。また、運動型健康増進施設である有田市民水泳場「えみくるARIDA」と、有田市健康スポーツ公園「BIG SMILE PARK」を有効活用し、市民の健康寿命延伸を図るとともに、指定管理者や有田市観光協会等と連携し、スポーツ合宿の誘致に努めます。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
郷土資料館来館者数	4,500人	4,950人
図書館来館者数	77,708人	86,000人
貸出点数（来館型図書館＋非来館型電子図書館）	159,069点	175,000点
市民会館来館者数	34,547人	42,000人
社会体育施設利用者数	231,662人	380,000人

施策・事業の内容**① 文化・芸術環境の充実**

- 市民会館・文化福祉センターのWebによる積極的な情報公開を実施する。
- 図書館蔵書内容を充実し、図書館配本サービスを実施する。
- 子どもや若年層向けイベントを実施する。
- 文化・芸術関連の指導者を発掘する。

② 文化財保護の充実

- 市内において文化財調査を実施するとともに、調査結果を踏まえ、現時点で把握できている指定文化財の図録を改訂する。
- 特別展や企画展では、できるだけ多くの年齢層に興味を持ってもらうよう、広報活動に努めるとともに、開催内容を充実させる。
- 語り部との協働により、市内小中学校へ出向き、市内の文化財を説明する講座などを開催する。
- 歴史資料のデジタル化を推進する。

③ スポーツ環境の充実

- スポーツ人口の増加や地域コミュニティの向上につながるスポーツイベントや体験教室を開催する。
- スポーツ施設は、長期的な計画のもと整備を行い、誰もが安全・快適に利用できる環境を整備する。
- 障害者スポーツに配慮した設備や環境を整える。
- 指定管理者との連携により、魅力的なプログラムを実施し、サービスの向上を図る。
- 総合型地域スポーツクラブなど、自主運営を行うスポーツ団体を支援する。
- スポーツ合宿の誘致や、市内外から多数の来場者が見込めるスポーツイベントを開催し市の活性化につなげる。
- 老若男女を問わず誰もがスポーツを楽しめる社会づくりを目指す。

④ BIG SMILE プロジェクト※48の推進

- 「えみくる ARIDA」と「BIG SMILE PARK」を有効活用し、市民の健康増進に貢献する。

施策に関する個別計画

- ◆ 有田市生涯学習推進計画

施策関係課

【担当課】教育委員会 生涯学習課 【連携課】市民福祉部 健康推進課

※48 BIG SMILE プロジェクト：「からだ・こころ・満面の笑み」をコンセプトに、健康寿命の延伸や子どもの意欲や体力の向上などの重要課題について、スポーツを通してこれらの問題を解決すべく計画されたプロジェクト。



まちづくり目標2 心豊かな人を育み、地域で支え合うまち

人権・男女共同参画



現状と課題

- 人権啓発市民のつどいや指導者養成研修会等については、充実した内容に努め、参加者の人権尊重意識の醸成が図られています。
- 人権相談については、近年インターネット上での誹謗中傷などの人権侵害、職場等でのハラスメント、性的少数者に対する偏見などの人権問題が顕在化し、人権を取り巻く情勢はますます多様化・複雑化していることから、様々な相談内容に対応できるよう、職員のスキルアップ及び人権擁護委員等関係機関との連携強化、各種相談窓口の効果的な広報を行う必要があります。
- 隣保館事業は、地域に密着した「コミュニティ拠点」としての役割を果たすため、各種教室などの文化教養事業やデイサービス事業を行っています。
- 男女共同参画については、性別による役割分担意識は変化しつつあるものの、固定観念の解消には至っておらず、家庭内をはじめ職場や地域活動の場など社会の様々な場面において女性の参画を促していく必要があります。

基本方針

- 人権啓発市民のつどいや指導者養成研修会については、多様化・複雑化している人権問題にも対応した内容に取り組むとともに、人権動画の募集・YouTube^{※49}での配信を行うなど時代に即した人権学習（ココロつながり人権学習）の機会を提供します。
- 人権相談については、関係機関との連携を図り、相談しやすい体制づくりに取り組みます。
- 隣保館事業は、地域のコミュニティ拠点としての役割を維持します。
- 市民一人ひとりが性別にとらわれず個性と能力を十分発揮できるよう、事業者との連携や市民に直接働きかける啓発に取り組むなど、男女共同参画を推進します。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
今の有田市で人権は十分守られていると思う市民の割合	42.6% （R3年度）＊	55.0%
企業が従業員へ人権について学ぶ機会を提供している割合	76.2%	90.0%
指導的地位に占める女性の割合（審議会等への女性委員の登用）	22.7%	45.0%

＊ 令和3年度に実施した第2次有田市人権施策推進行動計画に関するアンケート調査結果を記載している。

※49 YouTube（ユーチューブ）：Googleが運営する動画共有プラットフォームで、個人や企業、タレントなどが動画を投稿・閲覧できるサービスのこと。

施策・事業の内容**① あらゆる人権に対応した取組の充実**

- 「人権啓発市民のつどい」「指導者養成研修会」「ココロつなぐ人権学習」について、形式・内容・対象者等を工夫しながら継続する。
- 人権意識を高めるため、企業訪問や街頭での啓発活動をより一層推進する。
- インターネットによる人権侵害や性的少数者への偏見などについて、正しく認識し、適切に対応できるよう啓発を行う。
- 人権相談体制の充実を図り、特にSNS上の悪質な書き込みなどに関する相談は、県や法務局と連携し、迅速に対応する。また、SNS上の人権侵害が行われていないかモニタリングを強化する。
- 隣保館事業は、各種教室活動や健康増進を図るデイサービス事業など生きがいづくりとなる事業をより一層推進する。

② 男女共同参画の推進

- 誰もが性別にとらわれず活躍することができる意識を醸成するため、男女共同参画講演会の開催や街頭啓発を行う。
- パートナーからの暴力やストーカー、セクハラなどの相談窓口の広報を充実させる。
- 市内の事業者等との連携を図り、働く場での男女共同参画がより一層推進されるよう取り組む。
- 審議会委員等、意思決定する場へ女性が参画するよう働きかける。

施策に関する個別計画

- ◆ 第2次有田市人権施策推進行動計画
- ◆ 第4次有田市男女共同参画プラン

施策関係課

【担当課】市民福祉部 市民課 【連携課】全庁



まちづくり目標3 つながりが生む魅力あるまち

農業の振興



現状と課題

- 本市の農業は、ほとんどが温州みかんを中心とした柑橘栽培ですが、消費者の嗜好の変化と輸入果物を含めた他の農産物との競合により、みかんの消費量は減少している状況です。担い手不足により、条件の悪い傾斜地の階段園を中心に農地の荒廃化が進んでいます。
- 原産地呼称管理制度開始から15年が経過し、有田市認定みかんは着実にブランド力や単価も向上し、付加価値の高いみかんとして認知されているものの、制度への参加農家数は横ばいとなっています。
- 農業従事者の高齢化と後継者不足により、農地の維持が難しく、農地が減少傾向にあります。
- イノシシ等の鳥獣害を受けている農地が増え、農家の耕作意欲がそがれ、耕作放棄につながる可能性があります。
- 原産地呼称管理制度への参加農家数を増加させるため、有田市認定みかんのブランド力のさらなる強化に向け、現状のPRだけでなく新たな方法も検討する必要があります。

基本方針

- 新規就農者を確保するため、国・県における事業を活用しつつ、本市においても持続可能な施策を実施することで農業振興を支援し、農業者の減少を抑えます。
- 原産地呼称管理制度のさらなるPRなどにより、ブランド価値を高めることで、農業者の利益や制度参加者の増加につなげます。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
認定農業者数【重点】	247戸	250戸
新規就農者数（U・Iターン含む）【重点】	25名	30名
原産地呼称管理制度 認定みかん出荷量	290トン	250トン
原産地呼称管理制度 認定みかん平均単価	509円/kg	600円/kg
原産地呼称管理制度 認定申請農家数	115戸	120戸

施策・事業の内容**① 農業生産基盤の整備促進**

- 農業生産基盤整備事業などにより、農業用施設の整備を行う。
- 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用し、傾斜地みかん園の保全と、農道等の農業用施設の整備を行う。
- ドローンによる薬剤散布など、ICT技術を活用し、農作業の省力化を図る。

② 高品質ミカンの生産拡大と有田みかんのPR活動

- 改植更新の促進により、老木園の若返りと、優良系統品種の拡充を図り、マルチ栽培等の生産技術の向上により、高品質みかんの生産拡大を目指す。
- 原産地呼称管理制度による認定みかんのPRを行い、有田みかんブランドのさらなる価値向上に努める。

③ 農業環境の保全

- 鳥獣害対策のため、防護柵設置への補助や、有害鳥獣の駆除を行う。
- 優良農地の保全のため、農地の貸借により、担い手農家への農地集積を進める。
- 国・県における新規就農に関する事業を活用しつつ、本市においても「AGRI-LINK IN ARIDA」※50等により、新規就農者の確保に努める。

施策関係課

【担当課】経済建設部 有田みかん課 【連携課】経済建設部 ふるさと創生室

※50 AGRI-LINK IN ARIDA：新規就農希望者・農地提供者・受入農家のそれぞれのメリットを享受でき、新規就農希望者がスムーズに就農・独り立ちできるようにする有田市独自の包括支援就農スキーム。



まちづくり目標3 つながりが生む魅力あるまち

水産業の振興



現状と課題

- 本市の漁業は、県下沿岸漁業の総水揚げ量最上位の規模を誇る重要産業です。箕島漁港の小型底引き網漁業を中心に、瀬戸内海機船船引き網、逢井・千田漁港の定置網、それに一本釣り、刺し網などがあり、多種多様な鮮魚が水揚げされています。
- 令和2年(2020年)にオープンした有田箕島漁協直営の産直市場「浜のうたせ」では、コロナ禍にあってもその魅力は大きく、今では年間レジ通過者が26万人を誇る施設となり、古き良き漁村文化や漁港の雰囲気を市内外に伝えていける施設となりました。
- 黒潮大蛇行や、海水温及び資源状態の変動による漁獲量の不安定さや魚価安、漁業資材の高騰など、漁業を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。特に漁業者の高齢化や漁業就業者の後継者不足などにより、地域が守り育ててきた水産業の衰退が懸念されています。

基本方針

- 水産振興活性化の中核的存在として位置づけている産直施設において、民間活力を生かして水産業の魅力を磨き上げるとともに、他の地域資源と連動した新たな価値を創出する仕組みを構築します。
- 漁業者の高齢化や漁業就業者の後継者不足などの課題を克服するため、新規就業及び漁業継続の意欲喚起、ブランド力強化等に取り組み、漁獲高の向上につなげるとともに、将来にわたって安定した漁業経営の確立を目指します。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
「浜のうたせ」レジ通過者数【重点】	260,000人	300,000人
1tあたりの漁獲高 ^{※51}	588,000円	618,000円

※51 漁獲高（円/1tあたり）：有田市で水揚げされた魚介類の1tあたりの市場単価。

施策・事業の内容**① 漁場整備・保全の推進**

- 和歌山県北部地区水域環境保全創造事業基本計画に基づき、漁場を保全するため、掃海を年1～2回実施する。
- 資源の増殖を図るため、水産資源増殖振興事業により、アワビ、鮎の放流を支援する。
- 水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、箕島漁港2号泊地の浚渫工事等に取り組む。
- 長寿命化計画に基づき、海岸保全施設の維持修繕を進める。

② 水産物の消費拡大・付加価値の向上

- 産直施設「新鮮市場 浜のうたせ」をプロモーション事業の核と位置づけ、本市の水産物の消費拡大、地域活性化につなげる。
- 「紀州紀ノ太刀」「辰ヶ鰐」のブランド力向上を図るとともに、シラスなどその他の魚種についても創意工夫した販売促進を行い、水産物全体の漁獲高の底上げにつなげる。

③ 後継者育成と漁業経営の強化の推進

- 小型船舶操縦士免許等の取得に要する費用や家賃の補助など、新規就業者を支援する。
- 衛生管理型の荷捌所及び海水取水施設の利用、ICT利活用による生産性の向上、労働環境の改善、6次産業化^{※52}の推進等により、水揚げされる魚の価値を高め、漁獲高向上につなげるなど、漁業経営の安定化を目指す。

④ 官民学連携次世代水産振興

- 次世代を担う10代の若者を対象とし、漁業を「知ってもらう」「関心を持ってもらう」ことを目的とした体験教室を実施する。
- 水産業活性化と地域振興を図るため、官民学連携のもと、水産物を使った商品開発に取り組む。

施策に関する個別計画

- ◆ 有田市産業振興促進計画
- ◆ 和歌山県北部地区水域環境保全創造事業基本計画
- ◆ 水産物供給基盤機能保全事業基本計画

施策関係課

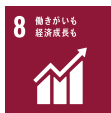
【担当課】経済建設部 産業振興課

※52 6次産業化：1次産業を担う農林漁業者が、自ら2次産業である「加工」や3次産業の「販売・サービス」を手掛け、生産物の付加価値を高めて農林漁業者の所得を向上する取組。



まちづくり目標3 つながりが生む魅力あるまち

商工業の振興



現状と課題

- 本市では、創業支援の取組により小規模の起業者は増加していますが、経営者の高齢化に伴い、全体として事業所数は減少傾向にあり、空き店舗が目立つようになっています。既存産業の維持・発展のためには、各事業所の経営改善のほか、さらなる起業者の増加による新規参入、後継者対策による廃業の抑制が必要です。
- 売上額については、卸売・小売業、専門・技術サービス業、医療・福祉業等で増加が見られますが、本市の商工業の中心である製造業はこの10年間で大きく減少しています。さらに、令和5年(2023年)10月には、市内で長く操業してきた製油所が原油処理を停止し、本市の商工業は大きな岐路に立っています。製油所機能の停止に伴い未利用となる土地(跡地)を活用して企業誘致を行うなど、産業構造の転換に向けた取組が求められています。

基本方針

- 創業支援事業を継続することにより、市内起業者の増加を促すとともに、国・県・商工会議所等の関係機関と連携し、商品開発、販路開拓、生産性向上、事業承継等の支援を行うことで、商工業者の維持・発展を図ります。
- 製油所の跡地を活用して、GX(グリーントランスフォーメーション)の推進を担い未来へのチャレンジを行う企業の誘致に取り組みます。また、SAF(持続可能な航空燃料)をはじめとする次世代エネルギー製造等の新たな産業を支援します。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状(R5年度)	目標値(R10年度)
市内事業所数(農林漁業、公務を除く)【重点】	1,445 事務所 (R3年度)*	1,500 事務所
市内事業所売上額(農林漁業、公務を除く)	4,981 億円 (R3年度)*	5,180 億円

* 経済センサスは5年ごとに実施され、その結果を記載しており、最新の調査結果は令和3年度のものです。

施策・事業の内容**① 商品開発及び販売促進とICT等を活用したPR戦略**

- 国・県その他関係機関の制度を活用し、商品開発を行う事業者を支援する。
- 魅力発信動画制作補助金等により、Web媒体の活用も含めた事業者のPRを支援する。
- 商工会議所やスマートシティ推進協議会と連携し、市内事業者のDXを促進する。
- 販路開拓支援事業補助金制度の周知に努め、市内事業者の販路拡大を支援する。

② 既存産業の安定化支援

- 商工業活性化資金利子負担軽減補助金による支援のほか、小規模事業者持続化補助金、セーフティネット等の制度を活用し、商工会議所や金融機関と連携して市内事業者の経営安定化を図る。
- 先端設備導入促進基本計画に基づき、生産性向上のための設備投資を促進する。
- 商工会議所やハローワークと連携し、企業と求職者のマッチングを行い、労働力不足の解消を図る。
- 国・県その他関係機関と連携し、廃業者の事業承継を支援する。

③ 企業の誘致や起業家の支援

- 商工会議所と連携し、起業家をサポートするとともに、創業支援補助金により初期投資の負担を軽減する。
- 地域の雇用創出やさらなる成長につながる産業や企業を誘致するため、必要な支援を行う。

施策に関する個別計画

- ◆ 有田市創業支援等事業計画
- ◆ 有田市先端設備導入促進基本計画

施策関係課

【担当課】経済建設部 産業振興課 【連携課】経営管理部 経営企画課
経済建設部 ふるさと創生室



まちづくり目標3 つながりが生む魅力あるまち

観光業の振興



現状と課題

- 令和2年(2020年)から始まった新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限は、全国で観光業に大きな影響を及ぼし、本市においても宿泊業を中心に観光客数の減少が生じました。一方で令和2年(2020年)5月に開業した「新鮮市場 浜のうたせ」に多くの集客があり、本市の日帰り観光客数は大幅に増加しています。令和5年(2023年)に行動制限が終了しても、未だ国内観光客数はコロナ禍前の水準に戻らない中、インバウンド※53は全国的に急増し、令和6年(2024年)には過去最高を記録する見通しとなっています。
- 本市全体での日帰り観光客数は大幅に増加しているものの、観光地点ごとの来客数に大きく偏りがあり、市内周遊につながっていないことが示唆されます。また、インバウンド誘客のためには、デジタル化、多言語化などこれまでとは異なるプロモーションが必要となり、観光地点においても受入環境の整備が求められます。

基本方針

- 本市の魅力を代表する「有田みかん」と「太刀魚」を軸としてプロモーションを行い、そこを起点として市内を周遊するルートを確立することで、市全体の観光消費額の増加を図ります。
- 2025大阪・関西万博を契機として、インバウンド誘客と受入環境整備を進め、その後も多言語観光ポータルを軸としたデジタルプロモーションを継続的に行うことで、国内外からの観光客の増加を図ります。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
和歌山県観光客動態調査（有田市）【重点】	737,513人	900,000人

※53 インバウンド：日本の観光業界においては、外国人の訪日旅行や訪日した外国人旅行客のこと。

施策・事業の内容**① 観光資源の開発と整備**

- 本市の魅力である有田みかん農業や漁業といった第一次産業を活用し、付加価値の高い観光商品を開発する。
- 沿岸部を中心としたアウトドア観光や、工場見学など、体験観光商品の拡充を図る。
- 熊野古道紀伊路を中心とした歴史・文化資源を活用した誘客を推進する。

② 観光基盤の整備及び観光客誘致の推進

- 観光ポータル「VISIT ARIDA」の運用により、国内外へ本市の観光情報を発信する。
- 複数の観光地点を周遊するモデルルートを推進し、滞在時間と観光消費額の増加を図る。
- デジタル技術を活用して人流・観光消費の把握・分析を行い、効果的なプロモーションを行う。
- 公衆トイレ、公衆無線LAN、案内表示等の整備と適正管理を進め、受入環境を充実する。

③ インバウンド誘客の促進

- 大阪・関西万博を通じて国外へプロモーションを行い、外国人観光客の来訪を促進する。
- 多言語表示、キャッシュレス決済等、有田市内における受入環境の整備を促進する。

施策に関する個別計画

- ◆ 有田市産業振興促進計画

施策関係課

【担当課】経済建設部 産業振興課



3-5

政策

まちづくり目標3 つながりが生む魅力あるまち

移住・定住の促進

11 住み続けられる
まちづくりを17 パートナーシップで
目標を達成しよう

現状と課題

- 人口減少や高齢化が進む中で、若い世代の移住・定住を促進するため、結婚新生活支援事業や奨学金返還支援助成金などの制度を充実させ、選ばれるまちづくりを進めています。また、空き家バンク制度などを活用し、市外からの移住希望者に向けて空き家の紹介を行っています。
- 結婚新生活支援事業などをきっかけに、若い世代の移住者は一定数いますが、定住に結びつけるためには住まいや仕事に関する制度が必要です。また、移住先として本市が選ばれるためには、まず本市を知る機会を提供し、その後実際に訪れて関わることで、魅力を深く理解してもらうことが重要です。さらに、関係人口の拡大や地域とのつながりを深めるための機会も必要です。

基本方針

- 「住んでみたい、住みやすい」と思ってもらうために住まいや仕事など移住・定住につながる支援制度の充実を図ります。また、本市の魅力や制度を知ってもらう機会を提供します。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
定住意思のある移住世帯の割合【重点】	37.9%	50.0%
今後も有田市に住みたいと思う市民の割合【重点】	56.2%	80.0%

施策・事業の内容**① 企業や市民との連携**

- 移住希望者と企業や地域づくりに携わる住民、先輩移住者をマッチングする。
- 地域づくりに携わる市民や、先輩移住者と連携し、移住希望者が地域になじみやすい環境づくりを促す。
- 地域で行っている取組をPRし、また参加する機会を作ることで関係人口の拡大を図る。

② 支援制度・情報発信の充実

- 本市での生活に関する支援制度を充実させ、移住情報サイトへの掲載やSNSを活用して情報発信を行う。
- ワークेशन^{※54}、リモートワークの環境整備を支援することで、本市を訪れる機会づくりや、様々な生活スタイルに対応した生活環境の充実を図る。
- 「AGRI-LINK IN ARIDA」を活用する移住を推進し、伴走支援する。
- ふるさと納税等を通じて、全国の方々に本市の取組や魅力を情報発信し、本市に興味を持つ関係人口を創出する。

③ 空き家活用促進

- 移住推進空き家・空き地活用事業補助金などの空き家活用につながる支援制度を充実させる。
- 空き家に関する相談窓口を開設し、相談の受け入れ体制を整える。
- 空き家を活用し、地域活性化及び移住・定住促進につながる施設を整備する。
- 公共施設跡地等への民間事業者誘致を推進する。

④ 定住サポート

- 「結婚」「妊娠・出産」「子育て」「自立」の各ステージにおいて、本市の将来を担う子ども・若者・子育て世代に対し積極的な支援を展開し、定住につなげる。

施策関係課

【担当課】経営管理部 経営企画課 【連携課】経済建設部 ふるさと創生室
有田みかん課

※54 ワークेशन：ワーク（仕事）とバケーション（休暇）を組み合わせた言葉。観光地やリゾート地でリモートワークを活用し、働きながら休暇をとること。

4-1

政策

危機管理

現状と課題

- 地球温暖化による気象変動により、様々な災害が各地で発生し、甚大な被害を受けている状況下で、公助に対する要求が増大しており、危機管理体制の強化が求められています。
- 自然災害時の対応について、有田市災害情報システム「DMACS」を利用し、被害報告や災害対応等の情報を掲載するなど、簡単・確実・迅速に職員間での情報収集・共有を図っています。
- 避難所開設担当職員及び自治会担当者、学校関係者が連携し、避難所開設の体制を整備しています。
- 地域住民や自主防災組織を対象とした防災講座や研修会の開催のほか、避難訓練の実施、小中学校と連携した防災教育として、防災マップの作成や資機材設置訓練等を通して、生命を守る取組を展開し、防災意識の向上を図っています。自主防災組織の安定的な活動、地域防災力のさらなる向上を図るためには、担い手の確保、育成に取り組む必要があります。

基本方針

- 災害による危機を把握し、顕在化することで、市民一人ひとりの防災意識の醸成に取り組み、「自助・共助・公助」の役割を周知・啓発していきます。特に「自助・共助」の重要性を啓発します。
- 市民参加型の防災ワークショップや避難訓練を行う際は、計画段階から関わることで、さらなる防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の活動を支援するなど、地域防災力の向上に取り組めます。
- 防災活動を行う上で、最も重要な視点としては、防災を自分ごととして意識し、自分の命は自分で守る「自助」の確立にあります。今後も啓発活動に努めるとともに、引き続き、市民・学校・企業との連携による「自助・共助」の意識啓発に取り組めます。
- 自主防災組織へは、防災に関する専門性を備えたリーダーとなる防災士の重要性を啓発するとともに、防災士の資格取得にかかる経費について支援するなど、地域における防災活動の充実に取り組めます。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
防災士登録者数	42人	90人
地区防災計画の策定	0地区	8地区
スマートフォン用アプリ「有田市防災行政ナビ」の登録件数【重点】	2,390件	7,500件

施策・事業の内容

① 危機管理体制の整備

- 地域防災計画や避難勧告等の発令基準、伝達方法、非常用情報通信手段の維持管理、使用訓練等の各種マニュアルについては国や県の防災計画と連携しながら必要に応じて見直しを行う。
- 津波をはじめとする大規模災害の発生において、迅速かつ円滑に避難できるよう、必要な避難場所や避難路等の整備を進める。
- 気候変動による様々な災害に対応できるよう、内水氾濫等のハザードマップを作成する。
- 本市の津波避難計画に基づく地区津波避難計画については、避難訓練から明らかになった課題や津波防災対策の実施状況を踏まえ、自主防災組織と協議し改定していく。
- 大規模災害発生時に、国・他の地方公共団体・民間団体・企業等の他の機関から、人的・物的応援を円滑に受入れ、有効活用するため、災害時の応援協定の締結の促進を図る。
- 有田市事前復興計画と有田市受援計画について、国・県・市の地域防災計画と連携させながら、必要に応じて見直しを行う。
- 市役所が被災した場合でも業務を継続して行えるよう、必要に応じ業務継続計画の見直しを行う。
- 施設整備や新たな感染症等にも迅速に対応できるよう、危機管理体制を強化する。
- 自主防災組織と協力し、年1回の防災講座を各地で開催する。

② 地域防災力の向上

- 地域・学校・企業への出前講座等を通じた防災意識の向上、自主防災組織の形成支援、家庭内備蓄の啓発により、自助・共助の取組を促進する。特に小中学校の防災教育に対し積極的取り組んでいく。
- 地域コミュニティ内の共助による防災活動を促進するため、各地区の特性を踏まえつつ、地域住民自身が率先して防災活動に取り組むことができるよう、地区防災計画の策定を自主防災組織に促す。
- 台風等の事前予測が可能な災害について、各地区において、取るべき行動を時系列で整理した地区タイムラインの策定支援を行う。
- 災害に対する自助・共助の取組を促進するため、防災訓練や専門家による研修会の実施、資機材や避難路の整備を積極的に図る自主防災組織活動を支援する。
- 避難行動要支援者に応じた情報伝達や避難支援体制を整備する。

施策に関する個別計画

- ◆ 有田市地域防災計画
- ◆ 有田市津波避難計画

・施策関係課

【担当課】経営管理部 防災安全課 【連携課】経営管理部 総務課
市民福祉部 福祉課



まちづくり目標4 安全・安心で調和のとれたまち

消防・救急



現状と課題

- 本市の火災件数は減少傾向にありますが、社会構造の変化に伴い、火災原因が多種多様化する中、高齢者など災害弱者の死亡率が高くなる傾向にあります。火災予防においてはより一層、市民の防火意識の向上を図る必要があります。
- 本市の救急出動件数は年々増加傾向にあり、市民の高齢化や気候変動を背景として、救急業務に求められるニーズは多様化することが見込まれます。
- 救急分野では多様化する救急業務に対応できる高度な知識や技術を有した隊員の育成が必要です。また、資器材の充実強化、市民への応急手当の普及、AED設置の促進、救急車の適正利用などの啓発、市民（バイスタンダー）※55による救命処置実施率向上などが課題となっています。
- 消防分野では全国的に消防団員数が減少しており高齢化も進んでいます。消防団員の高齢化や継続的な人材の確保が課題となっています。
- 複数の消防本部が共同で運用する通信指令の共同化が進んでいますが、さらに消防機能が効果的・効率的になるよう、慎重に判断していく必要があります。

基本方針

- 火災予防においては、一般住宅への住宅用火災警報器の普及啓発を推進するとともに、防火意識を高めるため全国火災予防運動や危険物安全週間などの機会を捉え、各種啓発活動行事を実施するほか、様々な媒体を活用し啓発活動を行います。
- 救急においては、様々な状態に対応できる隊員の育成を行い知識、技術の向上に努めます。救急車の更新など、人材及び装備の充実を図るとともに、市民及び事業者等に対して、救急講習を定期的の実施するなど、救命率の向上につながる取組を展開します。
- 消防団においては、若者の入団促進等による団員の確保や女性消防団員の活動の活性化を図り、地域防災力の維持向上に努めます。
- 通信指令の共同化においては、市民の安全を第一優先に考え、有益性を鑑みるなど、総合的な判断を行います。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
住宅用火災警報器設置率	80.0%	85.0%
市民（バイスタンダー）による救命処置の実施率	46.3%	60.0%
消防団員数充足率	95.2%	100.0%

※55 市民（バイスタンダー）による救命処置：突然、心臓や呼吸が止まってしまった人に対して、現場付近に居合わせた市民が、心肺蘇生法など応急手当を行うこと。

施策・事業の内容**① 火災予防体制の強化**

- 全国火災予防運動の一環事業として、市内において幼年消防クラブによる防火パレード及び消防団員による防火啓発活動等を実施するなど、市民の防火意識の向上に取り組む。
- 防火パレード及び街頭啓発などの防火啓発活動の機会を通し、住宅用火災警報器の普及啓発を推進する。
- 事業所、危険物施設及びコンビナート施設への立入検査を実施し、関係者に対する防火・保安全管理体制の充実を図るよう指導する。

② 救急体制の充実

- 指導救命士を中心とし救急隊員の技術の向上を図る。
- 救命率向上のため、市民及び事業者等に救急講習を実施するなど市民（バイスタンダー）による救命処置の実施率の向上に取り組む。
- A E D設置の普及を促進するとともに、適切な維持管理に取り組む。
- 地域医療機関との連携を強化する。

③ 消防団の活性化

- 消防団の活性化として研修・訓練等を実施し、消防団員の知識・技量の向上を図り、多種多様な災害に対応できる団員を育成する。
- 訓練等の機会を通して、消防職員との親和を図り、信頼関係を構築する。
- 全国的に消防団員の高齢化や減少が進む中、若者の入団促進等による団員の確保や女性消防団員の活動の活性化を図り、地域防災力の維持向上に努める。

施策に関する個別計画

- ◆ 有田市消防計画

施策関係課

【担当課】消防本部



防犯・交通安全



現状と課題

- 春夏秋冬の交通安全運動の時期に合わせ、警察と連携しながら交通安全教室の開催やスーパー等において啓発活動を実施しています。また、交通指導員は月2回早朝街頭指導として、徒歩及び自転車で登校する児童生徒を対象に交通安全の呼びかけ、交通指導を行っています。
- 交通事故発生件数（人身事故）は横ばい状態ですが、物損事故を含めた事故総量は令和4年（2022年）から増加傾向にあります。春夏秋冬の交通安全運動期間の街頭啓発で多発場所、多発時間帯に設定した活動及び家庭や職場から呼びかけで交通安全意識やマナーの醸成を継続していくことが重要となります。
- 児童の登下校時間に合わせ、市職員・青少年センター・地域安全推進員等で青色防犯パトロールを実施し、また、駅前駐輪場や公共施設等への防犯カメラ整備等により、自転車・バイクの窃盗犯検挙や犯罪抑止に努めています。
- 有田市メールやスマートフォン用アプリ「有田市防災行政ナビ」を活用し、警察からの依頼に基づき、特殊詐欺被害防止の啓発や行方不明者情報の配信が可能な体制を整備していますが、各地区防犯自治会、交通指導員の高齢化も進んでおり、活動の継続が懸念されています。

基本方針

- 街頭犯罪（路上強盗・暴行・傷害・恐喝・自動車盗難・オートバイ盗難・自転車盗難・ひったくり・車上ねらい・部品ねらい・自販機ねらい）の発生は、県下全体で令和4年（2022年）を境に増加しており、本市においても、暴行（DV※⁵⁶含む）や自転車盗難が増加しています。DVの予兆把握した場合の関係部署への通報等の実施、自転車の無施錠情報及び駐輪場防カメデータの提供等による警察協力及び情報共有を密にすることが重要となります。
- 防犯予防・交通安全遵守は、警察・学校・自治会と情報共有を密にし、協力連携して取り組みます。
- 現在問題となっている特殊詐欺被害に関しては、街頭犯罪には含まれませんが、有田市メールやスマートフォン用アプリ「有田市防災行政ナビ」等の情報発信により、気付きによる被害防止策を講じます。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
街頭犯罪認知件数	28件	21件
交通事故発生件数	22件	21件
スマートフォン用アプリ「有田市防災行政ナビ」の登録件数	2,390件	7,500件

※⁵⁶ DV：「ドメスティック・バイオレンス」の略称で、直訳すると「domestic＝家庭内の」「violence＝暴力」となるが、一般的には「配偶者やパートナー・恋人など、親密関係にある（あった）相手からの暴力」を意味する言葉として使われている。

施策・事業の内容**① 安全な生活環境の整備**

- 夜間における交通安全と犯罪の防止を図り、安全確保のための環境づくりを推進するため、自治会が維持管理している防犯灯の電気料金の一部補助を継続して行う。
- 犯罪のない安全・安心なまちづくりを目指すため、既存防犯灯のLED化の継続に加え、新設防犯灯の設置の補助の補助制度に取り組む。
- 有和中学校の主要通学路整備において、適宜必要な場所への防犯灯設置に取り組む。
- 防犯カメラについては、警察と協議を重ね個人情報の保護に特段の注意を図りながら、防犯上真に必要と判断した場所に設置する。

② 地域防犯活動の充実

- 登下校時における児童生徒の安全を確保するため、地域住民に「ながら見守り」活動の協力を要請する。
- 登校時における児童生徒の安全確保を図るため、月2回の早朝巡回を実施する。

③ 地域における交通安全活動の充実

- 交通ルールの遵守に向け、歩行者優先意識の徹底、飲酒運転の根絶、ヘルメット着用の徹底等を重点として交通安全意識の向上に取り組む。
- 地域の交通安全関係団体等と連携し、高齢者に対して交通安全の啓発に取り組む。
- 若い世代からの交通安全意識の向上のため、警察と連携しながら保育所・認定こども園・小学校での交通安全教育に取り組む。

施策に関する個別計画

- ◆ 有田市交通安全計画

施策関係課

【担当課】経営管理部 防災安全課 【連携課】教育委員会 生涯学習課



まちづくり目標4 安全・安心で調和のとれたまち

暮らしやすいまちの整備



現状と課題

- 効率的な土地利用において基礎となる地籍調査事業は全て終了し、土地の適正管理及び土地利用の円滑化を図ることができましたが、人口減少により空き家・空き地も増加してきていることから、平成29年(2017年)度に立地適正化計画を策定し、都市機能の誘導及び住居誘導を図っています。
- 増加する空き家や空き地により、市街地の空洞化が進行しています。老朽化が著しい空き家は、周辺の居住環境に悪影響を及ぼし、防災・防犯面においても支障となるため、道路環境の整備とともに対策が急務となっています。
- 用途地域未設定地区への宅地化が進み、非効率的な都市の形成となっています。
- 道路環境については、現在、国道42号有田海南道路、県道有田湯浅線（キララ・ときめきロード）及び都市計画道路（愛宕川端線・内川港線）が事業中であり、市道についても、逢井地区アクセス道路をはじめ、計画的な整備や維持補修を行い、人口減少や土地利用状況など社会情勢を鑑みながら道路整備を行っています。
- 排水・浸水対策については、令和6年(2024年)度から雨水管理総合計画策定に着手しています。

基本方針

- 生活の基盤となる道路環境を整備するとともに、道路施設の維持補修を行い、移住・定住を視野に入れた都市施設の整備や計画的な土地利用の誘導及び危険な空き家の除却を促進し、安全・安心・快適な居住環境の確保を図り、暮らしやすいまちづくりを目指します。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
空き家率	20.8%	18.8%
舗装修繕率	10.2%	20.4%
橋梁補修率	99.6%	100.0%
トンネル補修率	50.0%	100.0%

施策・事業の内容**① 良好な住環境の整備の創出**

- 都市施設を適正に誘導し、利便性の高い市街地の形成を図る。
- 都市公園は、市民が安心して気軽に利用できるように、地域と協働して良好な維持管理に努める。
- 空き家の所有者に対し、管理指導を行い適切な維持管理を促すとともに、空家除却補助の活用を促進し、安全・安心な居住環境確保のため、倒壊等の恐れがある危険な空き家住宅の除却を促進する。
- 住宅リフォーム補助事業を継続し、住居機能の維持・向上を図り、定住を促進する。
- 低廉な家賃の住宅を市民に提供するため、引き続き公営住宅の維持・修繕事業を計画的に実施する。
- 排水、浸水対策として、効率的なハード対策を実施する。

② 安全な道路環境の整備促進

- 広域幹線道路の整備として、国道 42 号有田海南道路の早期供用開始及び県道有田湯浅線（キララ・ときめきロード）の早期整備を促進する。
- 道路整備として、逢井地区アクセス道路及び都市計画道路の早期完成や、生活道路の老朽化に伴う舗装修繕、また、橋梁やトンネルなどの道路構造物の定期点検及び補修工事を計画的に実施する。

③ にぎわいの創出

- 箕島地区の企業・団体・学校等と協働し、検証実験を行いつつ理想のまちの姿を思案し、にぎわいの創出に取り組む。

施策に関する個別計画

- ◆ 有田市都市計画マスタープラン
- ◆ 有田市立地適正化計画
- ◆ 有田市空家等対策計画
- ◆ 有田市橋梁個別施設計画
- ◆ 有田市トンネル個別施設計画

施策関係課

【担当課】経済建設部 都市整備課 【連携課】経営管理部 経営企画課
建設課



まちづくり目標4 安全・安心で調和のとれたまち

地域交通



現状と課題

- 本市を運行するデマンドバスについては、市内の動向や市民ニーズを考慮し、令和6年(2024年)度に路線再編・ダイヤ改正を行いました。その結果として、統合された有和中学校生徒の通学利用によるバス乗車人員の増加につながりました。また、市民の要望や買い物需要を考慮し、市内スーパーとの連携や停留所の見直しを行いました。
- 利用者数は増加したものの、依然として運行ルートやバス停環境、運行本数などに対して市民からの要望はあるため、日常生活における移動手段として利用しやすい地域公共交通サービスの見直しを図る必要があります。
- 運行の継続・維持するためにも新たな利用者の確保や移動手段の担い手の確保など、持続可能な地域公共交通サービスの構築に向けた仕組みや体制の再構築を図る必要があります。

基本方針

- デマンドバス、鉄道、タクシー、新たな交通手段など様々な移動手段が連携することで市内を効率的かつ快適に移動することができる地域公共交通ネットワークの形成を目指します。
- 地域公共交通ネットワークやサービスの充実を図ることで、利用者にとって使いやすい、わかりやすい、日常生活の移動手段として選ばれる環境づくりを行います。
- 積極的な情報発信などを通じて、地域が一体となり、地域公共交通の維持、活性化に取り組みます。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
バス乗車人員	10,429人	22,000人
有田市内JR3駅の鉄道利用者数	752,995人	830,000人
地域交通に対する市民満足度	13.3%	30.0%

施策・事業の内容**① 公共交通機関の充実**

- J R利用者の利便性向上等について、要望活動を継続する。
- デマンドバスの利用ニーズ等を分析し、公共交通環境を向上させる。
- 利用者の利便性向上のため、簡易情報ツールを活用するなどした情報発信を充実させる。
- J R駅を中心としたまちづくりに取り組む。

② 新しい交通システムの研究

- 地域が一体となって有田市にとって望ましい公共交通網、システムを研究する。

③ デマンドバス利用促進活動

- 新たな利用者確保のため、市民に向けた地域公共交通に関する情報発信や小学生等を対象とした体験イベントを行い、意識の醸成を図る。
- 公共サービス等と掛け合わせた利用促進活動を分野横断的に取り組む。

施策に関する個別計画

- ◆ 有田市地域公共交通計画

施策関係課

【担当課】 経営管理部 経営企画課



水の安定供給

4-6

政策



現状と課題

- 上水道事業は、豊富で恵まれたきれいな地下水を水源とし、「安全で美味しい水」を安定的に供給しています。
- 経営面においては、水道料金徴収等包括業務委託を継続することにより、市民サービスの向上、滞納整理の強化、経費の節減等に努めていますが、給水収益に関しては、今後も人口減少による減少が予想されます。
- 配水管においては、管路更新計画に基づいて、大口径の配水管である基幹管路を中心に耐震化を進めていますが、上水道事業開始後 60 年以上経過しており、継続して老朽化した配水管を更新していく必要があります。そのためには長期的に一定の費用を必要とし、財政状態は厳しい状況です。
- 今後も給水収益の減少が見込まれ、また動力費の高騰など費用の増大が予想される中、安定した財政運営を行いながら、基幹管路更新計画に基づいて計画的に配水管をはじめとする水道施設整備を行う必要があります。

基本方針

- 依然として厳しい経営状態であるため、水道料金等包括的民間委託を継続し、経費削減に取り組みながら、配水管を含む水道施設の更新事業を、災害時においても安全な水を安定的に供給するために国の交付金や出資金を活用して計画的かつ効率的に進めていきます。
- 水道事務所の耐震化については、令和 7 年（2025 年）度に市役所内へ移転することによって課題解決となる見込みです。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状（R 5 年度）	目標値（R10 年度）
基幹管路耐震化率	26.0%	33.0%

施策・事業の内容**① 業務運営の改善**

- 経営の効率とサービスの向上を図るため、水道料金徴収等包括業務委託を継続し、経営基盤の安定に取り組む。

② 水道施設の更新

- 安定した水の供給と地震等の災害時の応急給水拠点として対応できるよう、浄水場の整備を推進する。
- 基幹管路を中心に急所となる箇所を効果的に更新し、配水管の耐震化率を向上させる。

施策に関する個別計画

- ◆ 有田市水道ビジョン
- ◆ 有田市水道事業経営戦略

施策関係課

【担当課】水道事務所



まちづくり目標4 安全・安心で調和のとれたまち

環境と共生するまち



現状と課題

- 循環型社会の形成に向け、市民・事業者・行政が一体となっており、ごみの減量化・資源化及び適正処理に取り組んでおり、分別の徹底や小型家電リサイクルの推進により、ごみの排出量は減少傾向にあります。3R政策のうちリサイクル（再資源化）への意識は高まっていますが、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）にもより関心を持って取り組んでもらえるような啓発が必要です。
- 水環境を保全するためには、し尿を含む生活排水の適切な処理が必要不可欠です。合併処理浄化槽の設置等に対し費用補助を行い、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽からの転換を推進しています。単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換する家庭が少なく、生活排水処理率が県平均を大きく下回っています。転換件数増加につなげるべく、補助金制度の効果的な啓発方法の検討が必要です。
- 清掃センターでは、家庭等から収集したし尿、浄化槽汚泥の中間処理を行っていますが、現有施設は、昭和39年(1964年)度の稼働より長い年月が経過し老朽化が進み、修繕だけで維持していくのが困難になってきています。清掃センターは、搬入量の増加に伴う貯留槽の容量不足、現有施設の耐震性能、設備装置の老朽化が懸念され、計画的な施設の更新が必要です。
- 地球温暖化や海洋プラスチック問題など、環境やごみについての話題が取り上げられ、環境問題を身近に感じられる中、草木の繁茂や野焼き、

基本方針

悪臭、不法投棄などの身近な相談が増えています。地球温暖化対策の取組として、まず市施設で温室効果ガス排出量の統計を取り、その効果や取組をいかに市民・事業者に広げていくかが課題となっています。

- ごみの排出量のさらなる削減のため、小学校で再資源化や生ごみの水切りの大切さについての講座を行い、子どもを通じて家庭や地域へ発信し、市民のごみ減量化への意識向上を図ります。また、サーキュラーエコノミーの推進に向け、廃食油の活用やペットボトルの水平リサイクルに積極的に取り組んでいきます。
- 浄化槽設置等に係る補助金制度の周知だけでなく、河川等の水質改善に合併処理浄化槽が有効であるという意識や、故障した浄化槽の適正な修理や更新により、水質改善を広めるための啓発方法を検討します。
- 清掃センターは、施設を整備するための基本計画を策定し、計画に沿った更新を進め、周辺の住環境に影響を及ぼさないよう環境に配慮した施設にしていきます。
- 地球温暖化防止実行計画を策定し、家庭や事業所でできる地球温暖化対策を周知するとともに、ひとりひとりの取組が地球温暖化防止につながり、地球にやさしいということを啓発し、市民の環境への意識向上を図ります。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
年間ごみ排出量【重点】	8,020t	7,870t
污水处理人口普及率【重点】	40.1%	44.5%
温室効果ガス年間排出量（市施設関連等）	3,804t-CO2	3,618t-CO2

施策・事業の内容**① 生活環境の保全**

- ごみの分別徹底により、リサイクルできるものは資源として活かし、排出量の削減に努める。
- 不法投棄の監視やパトロールを強化し、自然環境の保護に努める。
- 補助金制度と併せて、合併処理浄化槽の設置が河川等の水質改善につながることを周知し、水環境の保全に努める。
- 清掃センターは、計画的な更新を行い、環境に配慮した施設運営を目指す。

② 環境意識の向上

- 環境にやさしい習慣や行動の定着を推進するため、小学校でのごみ減量に関する講座を継続する。
- 有田川クリーン作戦を通じて、市民が環境問題を考える機会をつくり、まちの環境美化に努める。
- 3Rの啓発・推進に努めることで、限りある資源を有効に使う「もったいない」という意識を養う。
- サーキュラーエコノミー※57の推進に向け、廃食油の回収やペットボトル等の資源物の分別徹底について、周知を行う。
- 市が率先して省エネ、温暖化対策を講じ、市民・事業者にも取り組んでもらえるよう周知を行う。

施策に関する個別計画

- ◆ 有田市・有田川町地域循環型社会形成推進地域計画

施策関係課

【担当課】市民福祉部 生活環境課 【連携課】経営管理部 経営企画課

※57 サーキュラーエコノミー：従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。



まちづくり目標5 協働を図り、未来への投資と責任ある行政運営による持続可能なまち

協働



現状と課題

- 清掃美化をはじめとする様々なボランティア活動が行われていますが、行政パートナー・まちづくりサポーターに登録いただいても活動できる機会が限られており、それぞれの強みを活かした活動ができていないのが現状です。また、活動の場はイベントの司会や運営に偏りがあるため、同一人物や同一団体の活動が多い傾向にあります。行政パートナー・まちづくりサポーターの活動を拡充するためには、活動分野に応じた活用機会の提供や協働の取組に関する周知が必要です。
- メールマガジン登録者数の目標値を4,000人とし取り組み、令和6年(2024年)11月末現在の登録者数はイベント情報2,457人、行政情報2,510人となっています。目標値に対して約6割の達成度となっていますが、近年では毎月10数名の増減を繰り返す状況であり、登録者数は減少傾向にあります。メールマガジンで配信できる情報はテキストが主となっており、LINEのような画像データが一目で分かるような周知はできない。このことから、情報があふれ、視認性が重視される現在、配信者に対し一目で内容を理解していただくことや、興味を持っていただくことは難しい状況です。

基本方針

- 様々な活動分野で協働いただけることを周知し、市民と行政がそれぞれの特性を活かした活動ができる環境づくりに取り組みます。活動いただいた内容を報告いただき、全体にフィードバックすることで活動の機会の創出につなげます。
- 携帯電話所有者のスマートフォン比率が増えるなか、テキストのみの情報配信であるメールマガジンは廃止の方向で検討し、LINE、その他のSNSツールを用いた情報発信に注力していきます。また、公式YouTubeチャンネルの充実や市の魅力を積極的に発信し、市民がより有田市を誇りに思い、市外の方々にも本市を訪れたいと思っていただくような広報を展開します。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
市民との協働活動件数【重点】	24件 （R2-R5累計）	70件 （累計）
NPO団体・事業者との協働活動件数【重点】	8件	20件
有田市LINE公式アカウント登録者数	7,969人	9,000人
YouTube 有田市公式チャンネル年間再生時間	3,661時間	4,500時間

施策・事業の内容**① 市民主体のまちづくりの推進**

- 市が実施する事業へ行政パートナー・まちづくりサポーターが参画できる機会を創出する。
- 行政パートナー・まちづくりサポーターを活用した事業を創出する。
- 市民の参画機会の充実を図るため、市民参加型の懇談会を実施するなど、市民主体で取り組む機会を設ける。

② 協働によるまちづくりの推進

- まちづくりに関わる市民・NPO団体・事業者と連携し、活動分野に適合した施策を協働して実施する。
- 「つながるまちありだ活動支援事業補助金」など地域コミュニティ醸成に主体的に取り組む市民団体を支援するとともに、地域貢献につながる情報等の提供を行う。

③ 情報発信の充実

- LINE 配信内容・頻度をさらに充実させ、友だち登録者数増加のための取組を進める。
- より質の高い YouTube 動画の配信により、総再生時間 4,500 時間を達成し、市内外の方に効果的に情報発信を進める。

施策関係課

【担当課】経営管理部 経営企画課 【連携課】経営管理部 秘書広報課



まちづくり目標5 協働を図り、未来への投資と責任ある行財政運営による持続可能なまち



効果的で持続可能な行政運営

現状と課題

- 個人のライフプラン・価値観の多様化、大規模災害・感染症などの新たなリスクの顕在化、デジタル社会の進展等、本市においても取り巻く状況が大きく変化しています。
- DXへの対応や大規模災害・感染症、公共インフラの老朽化、子ども・子育て施策の充実など様々な課題に対応し、必要な行政サービスを継続的に提供する必要があります。大きく変化していく行政課題に対応するために、人材育成・確保の重要性は従前にも増して高まっています。
- 多様化・複雑化する行政課題に対応する上で、社会状況や市民ニーズの変化を的確に把握し、迅速に対応するとともに、市民との合意形成や柔軟かつ合理的な対応ができるよう人材の育成及び組織体制の整備のほか、民間のノウハウなどを活かした施策の展開が必要です。
- 限られた人員で効率的かつ効果的に業務を推進するためには、充実した内容の研修等を通して職員の資質や能力の向上を図り、目標達成できる組織を構築する必要があります。特に、行政のデジタル化による省力化・生産性の向上、それらを支える人材の育成・確保が急務です。
- 本市と湯浅町、広川町、有田川町の1市3町で構成する有田周辺広域圏事務組合の事業として、広域行政を推進しています。これらの一部事務組合で運営している各施設については、老朽化が進んでいるなど、様々な課題も見受けられることから、今後も広域連携の充実を図る必要があります。

基本方針

- 限られた人員で効率的に業務を遂行するとともに、外部委託等の推進など市民サービスの維持・向上に取り組みます。
- 職員育成の基本方針を示す人材育成基本計画に基づき、多様な主体と連携・協働を図り、新しい公共私間の協力関係の構築に取り組むことができる職員の育成や組織の構築を目指します。
- 社会状況や市民ニーズの変化を的確に把握し、質の高い行政サービスを提供するため、柔軟な施策の見直しを行うとともに、分かりやすく公表することで、さらなる行政運営の公正の確保と透明性の向上に取り組みます。
- 長期総合計画をはじめ、各個別計画に基づく施策を展開するとともに、他自治体との広域的な連携を図りながら、効果的で持続可能な行政運営に取り組みます。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
外部研修機関が実施する専門研修の受講者	57人	75人
目標達成指標を達成した施策の割合	29.7%	100.0%

施策・事業の内容**① 新たな時代に対応できる行政組織の整備**

- 効果的な行政サービスを継続して提供するため、職員の能力向上はもちろん、官民連携を推進するなど、将来を見据え、目標を達成できる組織体制に整備する。
- 人材育成基本計画に沿った研修体系を構築するとともに、事例紹介や効果的な研修を実施するなど多様な主体と連携・協働できる職員を育成する。

② 官民連携の促進による公共サービスの提供

- 施設の維持管理、運営等をはじめ、基本構想の段階から民間のノウハウ等を活用することで、多種多様な市民サービスの向上に取り組む。
- 民間からの活用提案を募ることで、未利用の市有財産の有効活用を図り、市民サービスの向上につなげる。
- 多様な市民ニーズに対応するため、公共性を確保しながら事業化を図ることにより、民間企業との共同事業を実施する。
- 有田周辺広域圏事務組合で進めている次期ごみ処理施設については、さらなる広域連携の推進を図るとともに、処理過程で発生するエネルギー等については、官と民が連携し、有効活用するなど、地域振興につなげる。

施策に関する個別計画

- ◆ 有田市人材育成基本方針

施策関係課

【担当課】経営管理部 総務課 【連携課】経営管理部 経営企画課



政策

まちづくり目標5 協働を図り、未来への投資と責任ある行財政運営による持続可能なまち

効果的で持続可能な財政運営



現状と課題

- 課税に関しては、課税客体の正確な把握による適正で公平な賦課を実施しており、徴収に関しては、回収機構・県との連携、適正な滞納処分等により、前期計画の市税徴収率の目標値を達成しています。
- 人口減少、地価の下落が進んでいること、また、市税の滞納について催告・調査・差押え等により整理が進んだことにより、収納が見込める案件が少なくなってきたことから、市税について増収が見込みにくい状況となっています。
- ふるさと納税について、令和2年(2020年)度から、当初の目標である35億をクリアしつづけ、令和5年(2023年)度まで40億を超える実績となっています。
- 寄附額を上げるなどの改正で、寄附単価があがり、寄附額は増加傾向で推移していましたが、寄附件数が減少傾向にあります。この寄附件数を取り返していかないと、今後の安定的な寄附の確保につながりません。寄附額を維持向上していくためにも寄附件数を確保すべく、ふるさと納税における各ポータルサイトや有田市ふるさと応援寄附特設サイトのアクセス数を増やす必要があります。
- 遊休市有地については、市有地の管理コスト削減を図るため、売却等を含め有効な利活用を検討することや、遊休市有地の土地情報の整理及

び土地の活用を図る必要があります。令和2年(2020年)度にGIS※58に落とし込んでいるものの、その後に売却や抑えきれていない市有地の情報更新ができていません。

- 港町、初島町浜にある市有地上で生活・事業を営まれている方々に対し、市有地整理事業として令和5年(2023年)度より10年間で土地の権利等の整理を行っています。

基本方針

- 課税客体の正確な把握等による適正で公平な賦課に努めるとともに、困難滞納案件に対しては回収機構、県等と連携し対応する。現年課税分の滞納についても早期の着手を図り、公平で公正な収納に努めます。
- リアルタイムでの市有地の状況をGISに落とし込むとともに、売却する土地、活用する土地の整理を進めます。
- 市有地整理事業においては、対象地域の方々に広報を強化し、申請件数を伸ばしていきます。
- 今後の財政需要を的確に把握するとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の統廃合を計画的かつ効率的に進めます。また、財源については、有用な地方債の発行や基金からの繰入を活用するなど、将来負担の軽減を見通した財政運営を行います。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状(R5年度)	目標値(R10年度)
市税徴収率	98.0%	98.3%
将来負担比率※59	0.0%	0.0%
ふるさと応援寄附受入額	42億円	40億円

※58 GIS: Geographic Information System の略称で、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする地理情報システムのこと。

※59 将来負担比率: 将来負担する借入金の残高などから、貯金や見込まれる収入を除いた額が、標準的な収入に対して、どれくらいの割合あるかを示した数値。将来負担する借入金の残高等よりも、貯金や見込まれる収入の額の方が大きい場合は0.0%となる。

施策・事業の内容**① 効果的・効率的な財政運営の展開**

- 課税客体の正確な把握等による適正で公平な賦課を実施する。
- 現年課税分滞納に対して早期の対応を行う。
- 和歌山地方税回収機構や県との連携を強化し、早期滞納処分の厳正な執行に努める。
- 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の再編構想を策定するとともに、公共施設の老朽化対策や統廃合に向けた施設整備のための財源として、公共施設整備基金の計画的な積み立てを行う。
- 各種財政指標の動向を分析し、財政シミュレーションを作成するとともに、投資的経費への市債発行に伴う減債基金の積み立てを行う。

② 財源の確保

- ふるさと納税の寄附金額の維持向上を図るために、効果的なPRを実施することと、返礼品の強化などさらなる充実に取り組むとともに、経費5割以内ルールを守り続けられるよう、事務の効率化に取り組む、経費削減に努める。
- 公共施設統廃合による売却可能土地を抽出する。
- 交付税や交付金に対し、国・県の動向を注視し、より効率的な捕捉や確保につなげる。

③ 普通財産の管理処分

- 市有地管理において、GISの情報を速やかに更新する。
- 利活用できていない土地については、行政財産として活用、または、貸付や売却等の検討を行い、財源確保につなげる。
- 市有地整理事業を推進する。

施策に関する個別計画

- ◆ 有田市公共施設等総合管理計画

施策関係課

【担当課】 経営管理部 経営企画課 【連携課】 経営管理部 総務課
税務課
経済建設部 ふるさと創生室



まちづくり目標5 協働を図り、未来への投資と責任ある行政運営による持続可能なまち

デジタル化の推進



現状と課題

- 近年のデジタル技術の急速な発展により、スマートフォン等を利用した情報の収集・発信や各種サービスの利用が一般的になるとともに、行政サービス分野においても、行政手続のオンライン化やマイナンバーカードの普及など、デジタル技術の活用によるサービス向上が進んでいます。行政手続のオンライン化やICT利活用を始めとした行政サービス分野におけるデジタル技術の活用のさらなる拡充が必要です。
- 国からは新たに「デジタル田園都市国家構想」が示され、デジタルの実装を通じ、地域の社会課題の解決と魅力の向上を図っていくことが重要視されている中で、本市においても行政サービス分野でのデジタル技術の活用(行政DX)に加え、様々な地域課題に対するデジタル技術の活用に向けた取組(地域社会DX)も必要となっています。
- 地域社会DXの推進に取り組むために、官民連携の強化及びデジタル人材の育成が必要です。
- 誰一人取り残さないデジタル社会の実現のため、デジタル技術の活用が難しい方々への支援が必要です。

基本方針

- 行政手続のオンライン化やICT利活用(マイナンバーカードの活用機会拡大やAIの利活用など)を始めとした行政サービス分野におけるデジタル技術の活用のさらなる拡充を図ります。
- これまでの取組を抜本的に見直し、行政DXに関する取組をステップアップさせるとともに、地域社会DXの推進にも積極的に取り組みます。
- 官民連携をさらに強化し、地域課題に即したデジタルサービスの導入による新たな価値の創出に取り組むことで、暮らしやすいまちづくりや地域の魅力向上に寄与します。
- スマートフォンの使い方教室など、デジタル技術の活用が難しい方々への支援を積極的に行うとともに、デジタル技術を活用し様々な課題の解決に寄与する「デジタル人材」の育成にも取り組みます。

施策に関する目標達成指標

指標名	現状 (R5年度)	目標値 (R10年度)
電子申請が可能な申請手続数	47 手続	400 手続
行政情報の配信に対する満足度	—	70.0%

施策・事業の内容**① 市民に「時間」を返す住民サービスのデジタル化**

- マイナポータルや電子申請システムを活用し、各種申請、届出、施設予約、イベント申し込みなどの手続きをオンライン化し、窓口訪問の必要性を軽減する。
- デジタル技術を活用し、各個人が必要とする行政情報発信に取り組む。
- デジタルサービス連携を進め、共通のIDで複数のサービスを利用可能にし、繰り返しの情報入力の手間を省きます。
- 市民が必要な情報に迅速にアクセスできるよう、公開型GISやSNSを活用し、分かりやすく情報を発信する。
- 高齢者やデジタル技術に不慣れな市民を対象とした、スマートフォンやタブレットの基本的な操作から電子申請の方法までを教える無料のデジタル講座を定期的を開催する。

② デジタル技術による新たな価値の創出とデジタル人材の育成

- データ連携基盤の活用に取り組み、行政手続のオンライン化や、地域イベント、緊急時の情報発信などを一元化し、利用者が簡単に必要な情報にアクセスできるサービスを提供する。
- 地域の多様なステークホルダー（産業界、学術機関、行政など）が連携し、後継者不足や販路開拓などの地域課題を共有・解決する。また、都市OS^{※60}を活用して新しいビジネスモデルやサービスを共創し、地域の競争力向上を目指す。
- 小中学生を対象にプログラミング教室を実施し、デジタル技術を具体的に活用できるスキルを身につけることで、地域におけるデジタル人材の底上げを行い、地域のDXを支える人材基盤を強化する。

施策関係課

【担当課】経営管理部 総務課 【連携課】全庁

※60 都市OS：地域の枠を越えたサービス連携や各都市における成果を横展開するための仕組みのこと。

第3章 基本計画の推進管理

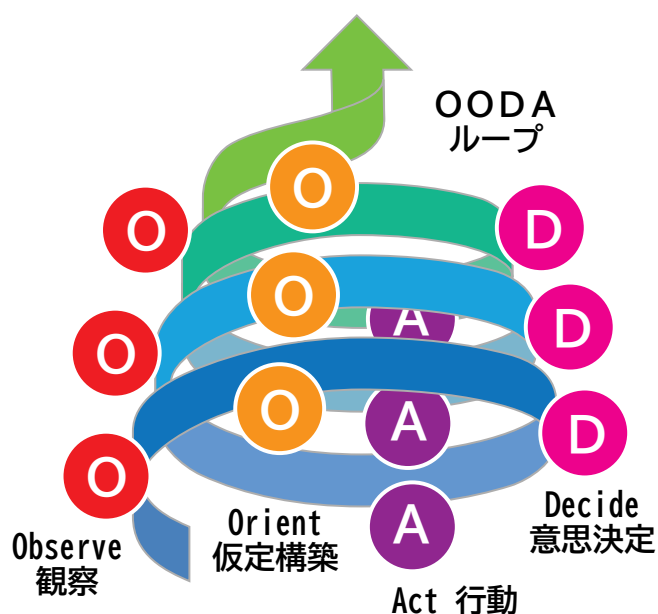
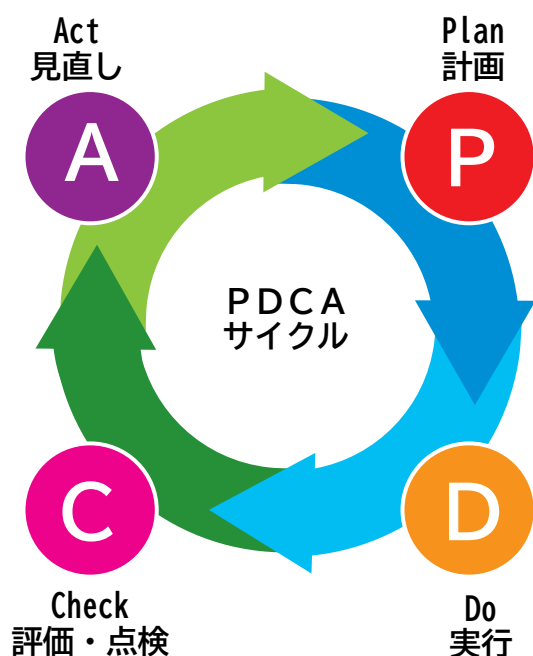
第1節 指標の設定

基本計画の進行管理については、政策を構成する施策に前期計画期間の目標達成指標を設定し、基本方針に基づく施策・事業内容について、定量的な進捗状況の把握を行います。

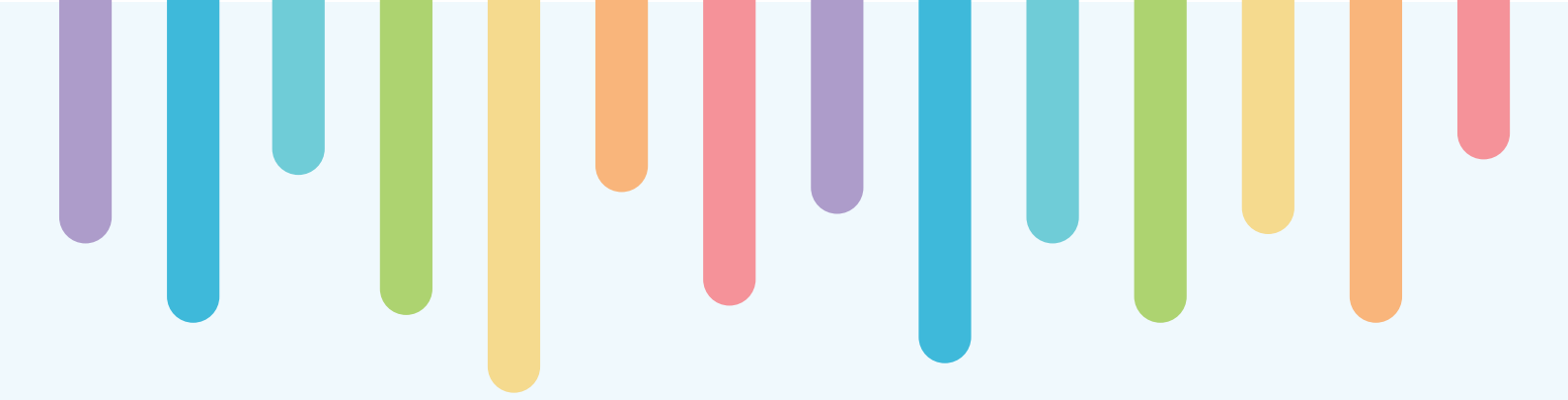
第2節 進行管理の考え方

基本計画については、行政評価等を活用するなど、「PDCAサイクル」に基づき、年度ごとに政策を構成する施策・事業内容及び目標達成指標の評価・検証を行うとともに、計画期間内に市民意識調査・庁内関係各課にヒアリング調査を実施するなど、定量的・定性的な評価に基づき、4年ごとに全面的な見直しを図ります。

また、災害時の対応など、先が読めない迅速性が求められる意思決定事項については、「OODA（ウーダ）ループ」の考え方を踏まえ、「観察して方向づける」という意識をもとに計画の進行管理を図ります。



「OODA（ウーダ）ループ」は、不確実な状況で意思決定するための手法であり、「PDCAサイクル」は、確実性のある状況で問題解決するための手法であるため、両方を組み合わせて使うことで計画的かつ効果的な進行管理をすることができます。



資料編

有田市長期総合計画策定経過

期日等	内容
令和7年1月14日（火） 第1回有田市長期総合計画等推進本部会議	■議題 1. 策定体制及びスケジュールについて 2. 第5次有田市長期総合計画（後期基本計画）（案）について 3. その他
令和7年1月23日（木） 第1回有田市長期総合計画審議会	1. 開会 2. 委員紹介 3. 市長挨拶 4. 会長及び副会長の選出について 5. 議題 ・第5次有田市長期総合計画（後期基本計画）（案）について 6. その他 7. 閉会
令和7年1月24日（金）～ 令和7年2月7日（金） 第5次有田市長期総合計画・後期基本計画 パブリックコメントの実施	有田市長期総合計画の策定にあたり、より良い計画を作るために第5次有田市長期総合計画・後期基本計画（素案）について、市民等の皆様からの意見を募集するパブリックコメントを実施しました。
令和7年2月18日（火） 第2回有田市長期総合計画等推進本部会議	■議題 1. 第5次有田市長期総合計画（後期基本計画）（案）について 2. その他
令和7年2月26日（水） 第2回有田市長期総合計画審議会	1. 開会 2. 議題 ・第5次有田市長期総合計画（後期基本計画）（案）について 3. その他 4. 閉会
令和7年3月7日（金） 第3回有田市長期総合計画等推進本部会議	■議題 1. 第5次有田市長期総合計画（後期基本計画）（案）について 2. その他

有田市長期総合計画審議会規則

昭和 51 年 4 月 1 日有田市規則第 4 号

改正

昭和 58 年 7 月 21 日規則第 8 号
昭和 61 年 7 月 1 日規則第 10 号
平成 5 年 3 月 31 日規則第 3 号
平成 12 年 5 月 29 日規則第 17 号
平成 18 年 3 月 31 日規則第 3 号
平成 26 年 3 月 31 日規則第 13 号
平成 27 年 2 月 27 日規則第 3 号

有田市長期総合計画審議会規則

(目的)

第 1 条 この規則は、有田市附属機関の設置等に関する条例（昭和 42 年条例第 13 号）第 3 条の規定に基づき、有田市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の策定する長期総合計画及び市長が必要と認める重要事項に係る計画に関し必要な事項について調査、審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 市及び関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、任期中であっても任命又は委嘱の要件を欠くに至ったときは委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、経営管理部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和58年7月21日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和61年7月1日規則第10号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成5年3月31日規則第3号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

付 則（平成12年5月29日規則第17号）

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

付 則（平成18年3月31日規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月31日規則第13号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年2月27日規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

有田市長期総合計画審議会名簿

(敬称略・50音順)

	氏名	職名等	役職	備考
1	久保田 善則	有田市社会福祉協議会	事務局長	
2	栗山 仁美	有田市婦人団体連絡協議会	会長	審議会 副会長
3	雑賀 清秀	紀州有田商工会議所	副会頭	審議会 会長
4	嶋田 栄人	有田箕島漁業協同組合	代表理事組合長	
5	谷口 由里子	有田市PTA連合会	会長	
6	堤 敏明	有田市老人クラブ連合会	会長	
7	中西 義次	有田市消防団	団長	
8	中元 耕一郎	有田市医師会	会長	
9	中本 満	有田市連合自治会	会長	
10	野尻 孝子	東京医療保健大学 学事顧問	特任教授	学識経験者 医療保健
11	尾藤 佳	有田市観光協会	会長	
12	平田 隆行	和歌山大学システム工学部	准教授	学識経験者 防災
13	平野 勝寛	有田市体育協会	会長	
14	古川 浩朗	BIG SMILE COMMUNITY 有田市スマートシティ推進協議会	代表者 副会長	
15	星加 正積	和歌山県有田振興局	局長	
16	松村 俊英	有田市CIO補佐官 有田市スマートシティ推進協議会	幹事	
17	宮本 正弘	有田市農業委員会	会長	
18	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部	教授	学識経験者 児童福祉・母子
19	山口 育子	有田ひまわり福祉会	理事長	
20	若林 孝治	紀陽銀行箕島連合店	統括支店長	

有田市長期総合計画等推進本部設置要綱

有田市訓令第39号

有田市長期総合計画等推進本部設置要綱

(設置)

第1条 有田市長期総合計画条例（令和2年条例第9号）に基づく有田市長期総合計画及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合計画等」という。）の策定及び推進にあたり、有田市長期総合計画等推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画等の策定及び見直しに関すること。
- (2) 総合計画等の推進及び検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進本部の設置目的の達成のため市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、教育長、有田市職員の給与に関する条例（昭和30年条例第4号）に規定する行政職給料表の適用を受ける職員であって職務の級が7級である者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

(部会)

第6条 推進本部は、第2条各号に掲げる事項の個別具体的な調査審議を行うため、必要に応じて部会を置く。

- 2 部門別会の構成員は、本部長が指名する。

(意見の聴取等)

第7条 推進本部は、調査審議を行うため必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者その他の者に対して、意見若しくは説明又は必要な資料の提出を求めることができる。

(設置期間)

第8条 推進本部及び部会の設置期間は、この要綱の施行の日からその設置目的が達成されたと市長が認めるときまでとする。

(庶務)

第9条 推進本部及び部会の庶務は、経営管理部経営企画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

(有田市長期総合計画策定会議規程等の廃止)

2 有田市長期総合計画策定会議規程（昭和50年訓令第4号）は、廃止する。

3 有田市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部設置要綱（平成27年訓令第22号）は、廃止する。

有田市長期総合計画等推進本部員名簿

	氏名	役職
本部長	玉木 久登	市長
副本部長	田代 利彦	副市長
本部員	前田 悦雄	教育長
	宮崎 三穂子	経営管理部長
	御前 一晃	経営管理部理事
	早川 ちひろ	経営管理部理事
	上田 敏寛	市民福祉部長
	脇村 哲弘	経済建設部長
	北野 宏幸	水道事務所長
	嶋田 実明	議会事務局長
	伊藤 正人	教育次長
	鎌田 利宏	消防長

第5次有田市長期総合計画後期基本計画

発行年月 令和7年3月

発 行 有田市 経営管理部 経営企画課

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地

TEL 0737-22-3731 FAX 0737-82-1725

